

ア女基事ニーピー97-12

1998年3月

タイ - 女性人身売買の状況

ワンチャイ・ロウジャナボン

不法労働力移動に関する地域会議

1997年11月25—28日

タイ・バンコク市

(財)女性のためのアジア平和国民基金

無断転載を禁じます。

(財)女性のためのアジア平和国民基金

1998年3月発行

タイ：女性人身売買の状況

1. 序

2 人身売買

2.1 人身売買の定義

2.1.1 國際的な定義

2.1.2 国内の定義

2.2 人身売買の類型

2.2.1 労働力搾取目的の人身売買

2.2.2 性的搾取目的の人身売買

2.3 売春目的の国内の女性人身売買

2.4 売春目的の国境越え女性人身売買

2.4.1 タイから海外への人身売買

2.4.2 海外からタイへの人身売買

2.5 人身売買における組織犯罪者

3 人身売買の根本原因

4 人身売買の被害者への影響

4.1 社会文化的影響

4.2 健康への影響

5 性的搾取目的の女性人身売買関連法

5.1 憲法

5.2 刑法

5.2.1 既存の関連条項

5.2.2 刑法改正案

5.3 売春予防・禁止法

5.3.1 従来の売春禁止法（1960）

5.3.2 現行売春予防・禁止法（1996）

5.4 女性子ども人身売買法

5.4.1 既存法

5.4.2 修正案草案

5.5 刑事訴訟法

5.5.1 既存の刑事訴訟法

5.5.2 刑事訴訟法改正案

5.6 出入国管理法

5.7 不正資金浄化法

6 犯罪事件における諸国間の協力

7 法律の施行

8 解決策

- 8.1 メコン地域諸国の当局間における協力
- 8.2 あらゆる水準での意識化高揚の必要性
- 8.3 政策策定者の明瞭な政策と強い政治的意志
- 8.4 必要な新しい法
- 8.5 管轄権の調整
- 8.6 監視システム支援
- 8.7 人権委員会と子どものためのオンブズマン
- 8.8 N G O の参加奨励

9 結論

タイ：女性人身売買の状況

ワンチャイ・ロウジャナボン*

1 序

人身売買は人間の歴史における最も重大な犯罪のひとつであり、20世紀の現代的な奴隸制として断罪できる。奴隸制と比較されるのは、人身売買の被害者が搾取され、多くが伝統的な奴隸制と同一の方法で搾取者の経済的な利益のために働くことを余儀なくされ、苦しめられているからだ。さらに、人身売買の被害者は伝統的な奴隸制の被害者と苦難の点では同じである。人身売買には労働力や性的な搾取目的のものが含まれる。人身売買の被害者は進んで売買される、強制されたり、だまされたり、うその約束や申し出で唆されたりする場合がある。その最悪のタイプは搾取者によって被害者が強制売春に従事している場合だ。グローバル化、貧弱な開発計画、消費主義、経済的不平等のために、人身売買は内外双方のレベルで広がっている。若い人々が貧しい田舎の地域から豊かな都会地域にリクルートされている。経済開発の遅れている国の人々は、開発の進んだ国へ誘われ、仕事でより多くの賃金を望む。しかし、人身売買現象がこのように広がったのは、組織的犯罪グループと云う極めて活発な触媒があったからだ。彼らはあらゆるレベルで人身売買を行い、これらの不法な活動から莫大な経済的利益を挙げて、彼らのビジネスに生命、魂、健康を投資している人身売買の被害者にはごく一部しか残さない。人身売買問題を抱える国はこの犯罪の撲滅を進めて来たが、汚職を含めて多くの困難にぶつかっている。

*法務部長事務所国際問題部副理事長；FACE（子どもの搾取と戦うための連合組織）議長；ECPAT（子ども売春、ポルノラフィおよび性的目的のための子ども人身売買を終わらせよう）実行委員会委員；女性問題委員会専門委員；1996年売春予防・禁止法の保護・職業開発委員会専門委員。

2 人身売買

2.1 人身売買の定義

2.1.1 国際的な定義

関心を持つ人々の間に共通の理解をもたらすような売春の正確な意味は、多くの問題を含む複雑なもので、商業的性、売春、強制労働、暴力、女性と子どもの虐待、不法移民、それに組織犯罪などの問題がからんでいる。人身売買についてはいろいろな定義がそれぞれの条約あるいは組織の主要目的に応じて作られて來たのもそのためである。これらの定義はそれぞれの条約の全文、宣言あるいは決議のいずれかに反映している。

国際白人奴隸貿易禁止条約（パリ、1910）は諸国に以下の者を罰するよう呼びかけた。

すなわち、他人の欲望を満足させるために詐欺、暴力の使用、威嚇、権威の乱用、あるいはその他の拘束手段によって成年女性を不道徳な目的のために雇用、誘拐、あるいは唆した者への処罰である¹。

¹ ウィジャー、マージャンおよびリン・ラップチュー：女性人身売買、強制労働および結婚、家事、売春における奴隸的な慣行、国連人権委員会対女性暴力特別報告者の事前報告、14～15頁（1996年10月）

人身売買と売春による搾取禁止条約(1949)では、あらゆる関係国に以下の者を罰するよう呼びかけた。

すなわち、他人の欲望を満足させるために、売春を目的に、本人の承諾があつてもその人を調達する、唆す、あるいは連れ去る者の処罰である²。

1994年、国連総会は女性、少女の人身売買に関する決議を採択し、内外の境界を越える人の不法、かつ秘密の移動を断罪した。主として開発途上国や経済的に過渡期にある国からで、最終目的は女性と少女を性的、あるいは経済的に抑圧する、また搾取する状況に追い込み、リクルータ、人身売買人、犯罪シンジケートに利益をもたらすことにある。断罪の対象には強制家事労働、偽装結婚、秘密の雇用や偽装養子縁組みのような人身売買に関連するその他の不法活動も含まれている³。

1996年ヨーロッパ議会は“人身売買”を「策略その他の強制の形を用いて、本人の傷つきやすい状況、あるいは政治的状況につけ込んで、第3国から別の国へその市民を入国させ、あるいは滞在させて搾取しようとする不法行為」と定義した⁴。

もうひとつ興味ある定義が対女性暴力に関する国連の特別報告者がまとめた事前報告書で提案されている。それは十分明快であり、曖昧さは少ない。その報告書の中で、“女性人身売買”という語は“国内でまた国境を越えて仕事あるいはサービスのために暴力、権威あるいは圧倒的な地位の乱用、借金による拘束、詐欺によって、その他の強制によって女性や少女の募集および／あるいは輸送に関わるあらゆる行為”⁵を意味している。

明快な、かつ国際的に受け入れられる定義がないと、混乱が生ずる。そのため、本書では、“最終目的は女性と少女を性的、経済的に抑圧する、または搾取する状況に追い込み、リクルータ、人身売買人、犯罪シンジケートに利益をもたらすことにある”とした国連の人身売買の定義を用いる。さらに、“不法労働動向調査ネットワーク－女性人身売買の場合”のナショナルワークショップの主目的にしたがって、本書ではその範囲をメコン小地域の女性や少女の人身売買に限定し、また性産業での女性取引やその他タイにおける関連労働状況に話を絞る。

2 前掲15頁

3 前掲18頁

4 前掲16頁

5 前掲28頁

2.1.2 国内の定義

女性と子どもの人身売買についての定義については法律に規定されている関連条項から抜粋できる。1928年の女性・少女人身売買法第4条で規定されている定義では、“商業的な性行為のために、女性、少女をシャム（タイ）に連れてくる、別の人間に連れてこさせる、商業的な性行為目的で女性、少女をシャムから連れていく、あるいは別の人間に連れていかせる、かかる目的のために女性、少女がシャムへ連れて来られたの知りながら、その女性、少女を不法に受け取る、または売る者は誰であっても、7年以下の懲役、千バーツ以下の罰金あるいは、その両方に処す。かかる犯罪を構成する諸々の行為が別の国でなされたとしても、犯罪者は（シャムで）告発、罰せられることがある”。

この定義は狭く書いてあるので、司法関係者はいずれ多くの困難にぶつかる。この法の目的が証明の大変難しい商業的性行為に焦点を合わせているからで、とりわけ、法廷では困難である。それで女性と子どもの人身売買を予防・禁止に関する新しい法を起草する試みがなされてきた。法案は現在、議会で審議されている。新しい法案によると、第5節で人身売買には女性あるいは子どもの売買、配給、他の場所へあるいは、他の場所から連れてくる、あるいは連れていく、受け取る、拘束することを含んでいる。この定義にはまた、他人の性的満足のために、みだらな性的目的のために、あるいは不法所得のために女性、子どもに何らかの行為をさせる、あるいはそれを受け入れさせるために手配することも含まれている。上記の行為はいずれも、人身売買された女性、子どもの承諾の有無に拘わらず、人身売買にあたる。本法案は人身売買の罪を犯すのに大きな役割を果たす、帮助犯あるいは共犯者を対象とし、処罰できる起草内容となっている。

性犯罪に関するタイの刑法には、人身売買を扱うために適用できる2つの条項がある。その中でこの犯罪は以下のように定義されている。

2.8 2項：他人の性的欲望を満足させようとみだらな行為のために、その承諾を得て女性を調達する、誘惑するあるいは連れ去る者は誰でも、このような犯罪を構成する諸々の行為がどの国でされようと、1～10年の懲役および2千～2千5百バーツの罰金に処するものとする。

女性あるいは少女が売買されることを承諾していない場合には、罰則は承諾ある場合より重くなる。懲役は5年～20年となり、刑法ではこの犯罪構成の要件になる行為が増えている。2.8 3項では“他人の性的欲望を満足させようとみだらな行為のために、詐欺的手段、脅かし、暴力、不公正な影響力、あるいはその他の強制手段を用いて、あるいは行使して女性を調達、誘惑あるいは連れ去る者は誰でも。”と明記されている。

法に見られる人身売買の定義には一定の行為を罰する目的があり、性的虐待の問題に焦点がある。労働や家事のためのような、その他の人身売買の形態は、労働法や出入国管理法に出ているが、はっきりした定義が与えられていない。したがって、タイの立法における定義はすべての状況を網羅せず、女性や子どもの人身売買の全体像を考える際には適切ではない。

2.2 人身売買のタイプ

メコン地域でいくつかの国にとって問題となる人身売買は、搾取の最終目的に基づいて大雑把にふたつのカテゴリーに分類できる。ひとつは労働力搾取のための人身売買、もうひとつが性的搾取のための人身売買である。

2.2.1 労働力搾取目的の人身売買

タイは以前から、労働力のための人身売買の送出国であり、受入国でもある。ここ20年の間、中東、日本、台湾、香港、シンガポール、ブルネイおよびその他の国への労働力の輸出は、重要な国民所得分野のひとつで、海外のタイ人労働者がタイへ送金する金額は1995年段階で、422億5千万バーツ（およそ16億9千万ドル）に達した⁶。

6 タイ銀行のデータ

合法的に送金されてのもあれば、だまされたり、搾取された金額も多い。これら労働者の生活条件は貧しく、標準以下である。多くが雇用主によって搾取されている。報告のあつた多くの事例では、彼らの賃金が輸出手配師や雇用主によってだまされていた。最悪なのは、売買のためにその土地を担保に取られたり、あるいは売却し、仕事も生計手段もなく海外へ送られ、取り残された労働者である。男たちは故国で得るより高額の給料をあてこんで海外での仕事につくため売買された。最初の段階では手配師は彼らを合法的に送り、雇用主から利益を受け取っていた。供給が需要を上回ると、人身売買による搾取が始まった。海外で待ち受けている多額の金という考えは、海外で男性の後を追って働くとする女性には誘いの餌だった。彼女たちは家事手伝いや性産業のサービス業にリクルートされた。家事手伝いとして働く女性は性的に虐待、嫌がらせを受ける危険があった。海外、たとえば日本、ドイツ、アメリカの売春宿あるいは娯楽スポットで働く女性は多くの困難に直面した。彼女たちの多くは拘留され、意志に反して売春を強要され、金も払われなかつた。多くの女性は特定数の客と寝て、人身売買人が設定した莫大な額の人身売買費用を返却しないと、拘束を解かれなかつた。殆ど借金を人身売買人に返し終わった後で、別の人身売買人が売春宿の持ち主に売られ、また借金を返すという過程が始まった場合は最悪である。女性がこれはある種の詐欺だと悟っても、できることは殆どなく、自分の運命としてそれを受け入れるしかない。同時に、タイにおける経済発展は北、および北東にある隣国より進んで、経済的ギャップからタイへの労働力の流入が起つた。移住労働者、とくにバングラデシュやミャンマー（ビルマ）からの移住労働者の中には、タイを経由してマレーシアやシンガポールへ売られた労働者もいた。移住労働者の多くはタイへ不法入国したもので、不法に国境を越えた移住労働者がタイにどれくらいいるか、知ることはできない。いくつかの機関、あるいは源によって見積もりが違つてゐる。タイ出入国管理局の見積もりでは1995年8月末でタイには50万の不法移住労働者がいた。しかし、他の源では100万とも120万とも見積もつてゐる⁷。タイにおけるこれら不法移住労働者の苦境は明らかである。十分に給料を払つてもらっていない。彼らの多くは労働法に定めた最低賃金よりも給料が安い。好ましくない状況の中で長時間働くを得ないか、危険な仕事をしても保護手段のない場合もある。だまされたり、約束より安い給料のものもいる。それでも不法な資格のために政府の役人に頼ることができない。彼らは多くの場合、雇い主が用意した不健康なシェルターに入つてゐる。安価な労働力に対する需要を満たすためにタイに売られた不法移住労働者をコントロールしようと、また労働集中産業の利益を維持しようと政府に圧力がかかり、内閣では6月、7月に雇い主がタイに不法入国したミャンマー、ラオス、カンボジア人労働者を労働公共福祉省に届けさせ、彼らの合法的な働く身分を確保することになった⁸。だが、登録期間満了まで届け出は30万人に達せず、締め切りが延長された⁹。ひとつわかったのは、登録過程では不法移住者が自分で登録することは認めず、雇用主にのみ、それをさせたことである。雇用主は逮捕の危険を冒しても、法の施行が緩やかで罰則も軽かつた。登録しなかつた雇用主が挙げた理由は登録に拘束力がなく、登録した移住労働者がその雇用主のために働くなければならないわけではなかつた。いったん、労働者が法的な身分を手に入れると、前の雇用主のところを去り、給料のよりいい仕事に移る傾向があつた。こうして、不法な身分のまま、移住労働者は仕方なく、

雇用主のところで働くしかなかった。事情通の役人はこれを知っていたが、今までのところ、問題解決のために何もなされていない。

女性や子どもが売買され、搾取される別の労働力搾取の形態は物乞いである。組織犯罪シンジケートによりタイで物乞いとして搾取されている女性、子どもの多くは、カンボジアから売られて来ている。物乞いとして働くよう誘い込まれたり、約束したり、あるいは進んでタイに連れて来られた。中には売買の手数料を人身売買人に払わなければならない人もいる。タイにいる時には自前で働くことができず、寝る場所を提供し保護してくれる手配師の監視下で働くを得ない。ある調査によれば、これら手配師にはタイに住むベトナム人が多い。被害者は法外な割合で手配師から何に対してもお金を請求される（寝る場所、居場所、食べ物、保護など）。さらに、毎日物乞いをして得た稼ぎの大部分を手配師にやらなければならない¹⁰。反抗したり、独立して働くとすると、手配師にぶたれたり、その通報により警察に逮捕されたりする。中には品物のようにある手配師から別に手配師に売られ、その新しい手配師のために物乞いしなければならない人もいた。

7 ポンバイチトラ、バスク：タイにおける不法経済公共政策に関する報告、142-143 頁、チュラロンコーン大学（1996）

8 前掲 145 頁

9 労働社会福祉省データ

10 GAATW, IOM, CWDA、タイへの不法入国で拘留されたカンボジアとベトナム女性・子ども、24-25 頁（1977 年 3 月）

11 前掲

2.2.2 性的搾取目的の人身売買

タイの性産業はかなり盛んで、最大の違法ビジネスになっている。このビジネスが搾取者たちのために生み出した経済面での正確な規模や本当の価値を評価するのは不可能だけだ。有名な事実は何百、何千もの女性、子どもを搾取する、最も利益のあがる不法なビジネスということだ。売春婦の数（男性や子どもを含めて）さえ、正確にはわかっていない。いくつかのソースから得た数字は 66,190 から 2 百万と範囲が大きい。しかし、実情を知るには売春婦の妥当な数字や、性産業の規模を概算することは必要である。

唯一の公式の調査は公共保健省が毎年、1 月 1 日から 31 日にかけて行う調査の数字である。この調査は性伝染病を抑えるために使用されている。とくに、エイズがその対象となっている。1996 年の最新報告によると、調査から 66,190 名の売春婦が 7,318 箇所の売春施設で働いているのが明らかになった。うち、1,945 人が男性であった。この調査の方法論は、公共保健職員からなる調査チームを性サービスを提供しているところとして知られているタイ中の場所へ派遣し、そこで働く性労働者を数えるやり方であった。調査では売春の場所として 5 つのカテゴリーを明記している。レストラン、カラオケバー、売春宿、ビールバー、それに昔からのマッサージパーラーである¹²。公共保健省の係官はメディアとのインタビューの中で、この数字を確認し、たとえ技術的な間違いがあって多くの売春婦が数に入っていないことを考慮しても、タイで働く売春婦の実数は 10 万以下だろうと付け加えた。この問題に関わっている人々は 3 つの事実から、この数字に納得していない。

まず、この調査で売春婦と決めるのに適用された定義は、他の人から広い意味で売春婦と思われている、搾取されている人を対象としていないかも知れないのである。調査はアルバイトの売春婦は対象としなかったようで、非プロの売春婦として除外された可能性がある。第2に、調査チームが性サービスを提供しているあらゆる場所を数えることができたか、説得力がない。このビジネスが不法な、かつ秘密の性格を持つからである。第3に、あらゆる場所で正確な売春婦数を掴むには、その場所の持ち主の協力が不可欠である。どれだけの協力があったか、査定は不可能である。

1.2 公共保健省が多くの新聞に1996年12月9日に公表した性サービス施設調査報告書を参照

その一方でタイのあるNGOが出した売春婦200万という数字がある。この数字についてはその本当の可能性を考えずに、後になって多くの海外の、国際的な団体が引用している。こんなに高い数字はきわめてセンセーショナルだからである。数字の計算法はCPCR（子ども権利保護センター）のある書類の中で以下のように明記されている。

CPCRディレクターであるサンプラシット・クムプラファンさんの見積もりでは、登録されいる歓楽施設が2万、そこで働く性労働者が70万、未登録のこのような施設が3万箇所、そこで働く性労働者として働く女性、少女が130万となっている。合法的な歓楽施設には平均35人の女性、少女が働くか売春に従事、非合法の施設では40人を越える女性、少女がいる勘定である。したがって、タイの性労働者の総数は200万の女性、子どもになる。CPCRではその事例研究から、この数字の少なくとも40%が18歳以下の子どもも、また売春している子どもの数は80万と見積もっている¹³。

この数字は見積もり、計算から出たもので、多くの本質的な事実が無視されている。それだけでなく、誇張があり、人口動態学的に不可能である。6千万人口の半分は女性であり、潜在的な売春婦の平均的年齢集団が15歳から35歳、タイにおける女性の平均寿命が70歳を上回る程度である。そうすると、この年齢集団に入るのは1千万以下の女性である。200万の数字が正確だとすると、5人に1人が売春婦となり、これは馬鹿げているし、合理的に不可能である。

多くの政府機関やNGOが最も妥当と認める数字では、タイにおける売春婦の数は20万である¹⁴。この数字はタイ赤十字協会とマヒドール大学人口社会調査研究所が別途に実施したふたつの調査からとっている¹⁵。数字は見積もりでだが、それは慎重に行われ、いくつかの可能な事実を考慮に入れている。この数字は多くの研究者が現実に基づく信頼できる、妥当なものとして使用されて来ている¹⁶。しかし、国境越えの人身売買の状況の変化について、またタイにおけるエイズの状況の変化に応じて変わるべき性もある。

1.3 子どもの権利保護センターのタイにおける子どもの商業的性搾取事例研究、29-30頁参照、1996年10月

1.4 この数字はタイ女性問題委員会や長くこの問題にタイで関わっている多くのNGOが最も信頼できる、実際に近いものと認めている。

1.5 アードーアム、オラタイおよびセタプット、チャンヤ：タイの子ども売春、ドキュメンタリー分析と子ども売春婦の概数(1994)、41-43頁 マヒドール大学

1.6 すべての数字をよく検討して多くの研究者は20万を選んで調査の基礎として使用している。最新の研究は

大変有名で、論争の多いチュラロンコーン大学経済学部のもので、タイの不法経済公共政策に関する。

性産業の中の売春婦数、とくに子どもの数には開があるので、新しい売春予防・禁止法の施行を監督する保護・職業開発委員会では、政府機関、NGOや専門家と、売春に関して別々の子どもの数に責任があるか、それを明らかにしている委員からなる小委員会を設置した。その目的はタイで売春している売春婦や子どもの考えられる数の情報収集であった。小委員会の第1回会合は1997年6月27日に行われ、商業的性に従事している大人、子どもの信頼できる数字をどう掴むか、その過程、方法論を決定した。売春問題を解決する上で国家機関も、NGOもともに使用できる本当の数字を掴むことが狙いであった。

売春の状況でもうひとつ大きな役割を果たした要素はエイズであった。この病気は需要を減らし、多くのタイ人の行動パターンを変えた。次第に多くのタイ男性が売春婦との交渉を控え、エイズの持つネガティブな影響から客たちはより低年齢の売春婦の方がエイズの危険性が少ないと思わせる結果となった。それで、子どもへの需要が増え、ごく年齢の低い子どもたちが多くリクルートされ、客に奉仕させられることになった。

タイで働く売春婦の数20万を見て、最近の調査が明らかにしたのは性労働者が不法に生み出した金が毎年、4500～5400億バーツ（調査時の為替レートで180～216億ドル）に達し、1995年の政府予算の約50～60%を占めたことである¹⁷。性産業はヘロイン密売ビジネスよりはるかに大規模なビジネスで、因みに同じ調査シリーズが明らかにした数字では、ヘロイン密売ビジネスFOB価格では166～216億6670万バーツ（調査時の為替レートで6億6400～8億6668万ドル）前後である¹⁸。

タイで働くすべての性労働者には、この商売に進んで入った人、売られることに同意していた人、意に反してこの職業に誘い込まれた、だまされた、買われた、強制された、あるいは誘拐された人が含まれている。他の国からリクルートされた性労働者の数は増えつつあるが、彼女たちの大多数はタイ人である。

17 前掲注7、164頁

18 スリラタナ、ヌアノイ：タイの不法経済公共政策研究報告、44-45頁、チュラロンコーン大学（1996）、研究

者の話では、計算に使用した価格はタイFOBでも、アメリカのCIF価格はFOB価格より20～30倍高い。

2.3 国内における売春目的の女性人身売買

タイ北部、北東部地方の貧しい田舎出身の若い女性や少女は人身売買人の主なターゲットである。これには少数山岳部族の村人の子どもが含まれる。貧困、教育の不在、それに消費主義が大きな要因だ。さらに、娘はどんなことでもして、例え売春婦をしてでも両親に尽くさねば、と云う伝統がもうひとつの重要な寄与要因となっている。人身売買人は子どもの親に近づき、レストラン、工場、店などで娘が“働く”かわりに親に金を出す。その出した金と引き替えに、彼らは親に偽装した貸付書に署名することを求める¹⁹。娘は一定期間“働いて”借金を返却しなければならない。場合によっては、娘が救済され、家に帰されると人身売買人が来て、別のところで“働く”よう連れて行くこともある。

19 子どもの親が署名した契約書は不法な目的のため無効で、事実が確定すれば裁判所はそれを拒絶する。しか

し、親はそれが困難で法的に無知なこと、弁護士費用、法廷費用もあって民事で争えない。さらに売買人に借金があると信じて疑わなかった。

人身売買人の間の競争がこの利益の大きなビジネスでははげしく、他人より先に少女たちを手に入れる方法を見つけなければならない。もし人身売買人が少女が適齢になるまで待つとしたら、彼女が別の人身売買人に先を越されてリクルートされかねない。だから、彼らは“青田刈り”と呼ばれるやり方を使う。つまり、少女がごく幼いうちにその親に保証金を払い、適齢になったら自分のために“働く”ために彼女を確実に手に入れるようする方法である。時が来ると、これらの少女たちはバンコックや他の町へ連れて行かれ、偽装した売春場所で働くようになり、売春するよう強制されたり、誘い込まれたり、圧力をかけられたりということになる。多くの政府機関やNGOが行うキャンペーンや教育プログラムが増えるに連れて、このような慣行が減っているが、絶滅しているわけではない。タイの子どものリクルートが困難になると、人身売買人は代わりに海外の子どもたちに目をつけるわけである。

2.4 売春目的の国境越え女性人身売買

2.4.1 タイからの海外への人身売買

商業的な性産業に女性を売買することは、最小のリスクで大変利益のあがるビジネスである。人身売買の被害者の多くは別の国でもっと高額な給料を得ようと売買に同意していた。これらの女性はどんな仕事をしなければならないか承知していて、多くは人身売買人が決めた膨れ上がった費用を返すことに同意している。中には400～500人の客と寝て借金を返した人もいた。彼女たちの多くが前もって知らなかつたことは、借金を完済するまで、その意志に反して売春宿かその他の場所に拘留されなければならないことであった。パスポートは人身売買人が取り上げ、保管した。旅行の書類がないだけでなく、外国語やその位置がわからないこともある、彼女たちは人身売買人にとっては傷つきやすい、従順な獲物であった。契約した数の客と寝たにも拘わらずだまされて、解放されない人もいた。人身売買人あるいは“持ち主”が売春宿で働いていた時には聞いたことのない費用を云い出したからである。多くの女性が別に売春宿に転売された。各女性から売買人があげる利益は彼が投資した額の役10倍になる。売買されたある女性はタイの裁判所で3ヶ月以内に400人と寝て、借金を返さなければならなかつた、と証言した。その3ヶ月以内に400人の相手ができるないと、数は500人と増えるところだった。客はそれぞれ、45分で130ドルを請求された。100ドルが売買人に、残りの30ドルが売春宿の持ち主に入った。したがって、3ヶ月以内に4万ドルを受け取ることになるし、もし彼女がその間に400人と寝ることができなかつたら、5万ドルを受け取るところだった²⁰。これと同じ現象が日本、ドイツ、オーストラリアやその他の国に売られたタイ女性にも起こっている。

20 ニューヨークの中華街にある売春宿から多くのタイ人女性が救い出された事件で被害者のひとりが証言し、後日人身売買人はアメリカで有罪判決を受けた。アメリカの地方法務官と取引をした売春宿の持ち主の供述も同じ事実を明らかにしている。

多くは売春婦として働くことに同意したのではなく、いい仕事がある、海外旅行の機会

がある、と云う人身売買人のことばを信じたのであった。女性たちは観光ビザの不法な移住労働者であることはよく承知していた。売春婦として働くしかないと分かった後では引き返すのは遅かった。しかし、割合は時間と状況に応じて変わって来た。例えば、日本ではここ 10 年でだまされ、売春を強制された女性と、売春婦になることに同意していた女性との割合がおよそ、9 対 1 と見積もられている。最近の見積もりでは 2 対 8 となっている²¹。

1997 年 7 月初旬、マレーシアで売春婦となるために売られた女性の両親の許に彼女から電話が入り、彼女がマレーシア・クアランプールの売春宿に監禁され、売春を強制されていることが明らかになった。7 月 23 日、マレーシア警察はタイ当局の要請を受けて売春宿の手入れを行い、37 名のタイ人女性と 2 人の中国人女性を救出した。これら 37 名の女性は 8 月 2 日にタイへ送還され、たくさんの記者に囲まれた。インタビューで中には行く前から売春婦として働くしかないことは知っていたが、監禁され、一日に 15 人もの客を取らされ、殆ど金も休む時間ももらえないことは思ってもいなかつた、と述べた女性もあった。彼女たちの多くは、上品な仕事で給料もいいという好条件に誘われ、結果は強制売春であった。マレーシアに旅行できると誘われ、誘拐されて売春宿の監禁された女性もいる。彼女たちはみな、監禁され、昼夜を問わず働かされ、もらえる金はわずかで、しかも売春宿の持ち主からは食事代や寝る場所の料金を引かれていた、と明かしている。抵抗したり、逃亡をはかったりすると、厳しい罰を受ける²²。

この 37 名の女性は健康診断のため病院に送られ、その結果、そのうちの 5 名がエイズに感染していることが判明した²³。

21 前掲注 7、151 頁

22 タイの全テレビ局が 1997 年 7 月 23 日と 8 月 2 日にこのニュースを流した。

23 ディリーニュース（1997 年 8 月 3～4 日）

2.4.2 海外からタイへの人身売買

最近の政府およびNGO の教育・社会プログラムによるいろいろな努力のために、タイの子どもたちのリクルートが難しくなった。今度は人身売買人は代わりに海外の子どもたちに目をつけている。1996 年中に 40 ヶ所の商業的性ビジネスの現地調査を行った研究者チームの話によると、ここ 3 年間に新規に性産業に入った、北部からの少女は見つかっていない²⁴。反対に、メコン小地域やその他の国から多くの女性がタイに売られている。この 10 年で、数多くの女性がタイの性産業で働くようリクルートされているが、彼女たちはメコン小地域だけでなく、ロシアや東ヨーロッパの出身者もいる。しかし、シャン州からの女性や、北西国境からの少数民族からの女性が最大の集団となっている。貧困、失業、経済格差が推進要因、あるいは寄与要因となって彼女たちに国境を越えさせ、性産業か、他の分野でより給料のいい仕事を探させることになったのである。彼女たちの多くは売買人のサービスを利用している。多くの場合、売買には多少、複雑な取り決めが必要で、国境を渡り、いくつかのチェックポイント通らなければならない国内の旅行にはとくに当局への影響力が必要だからである。中国南部ユンナンから売られて女性は国境を 2 度越えなければならなかった。中国－ミャンマー（ビルマ）国境と、ミャンマー－タイ国境であ

る。しかし、売買人にとって隣国から若い女性を説得あるいは誘い込んでタイの商業的性産業で働かせるのは簡単だと思われている。だから、海外女性の供給は盛んで、もっと重要な点を挙げれば、これらの海外の被害者はタイ語ができず、入管法に脅かされているので、より従順でコントロールしやすかったことである²⁵。

多くの女性が売られることに同意しているが、大部分は売春に同意したのではなく、売春に誘いこまれたり、それを強要されていた。使われた方法は国内の人身売買と同じである。売買人は親から女性を買い、親は貸付契約に署名しなければならず、それが後で借金の保証として使用された。多くは海外には給料のいい仕事があるとだまされていた。売買人の手に渡ると、彼女たちは虐待、抑圧を受けた。決心を変え、家に帰ろうとすると、恫喝と暴力を使って、彼女たちは支配された。女性たちを無理に従わせようと時には食事を与えないこともあった。タイでの売春に誘い込まれた 35 名の中国人についての研究では、そのうち 20 名は中国—ミャンマー（ビルマ）国境の町へ旅行すると誘われ、10 名は上品な仕事で海外で働くのは、と誘われていた。タイに入ってからだまされたと分かり、他の売買人に転売されたが、どうすることもできなかった²⁶。しかし、35 名の女性のうちひとりは麻酔薬を使って誘拐された²⁷。

24 アーチャバニクル、クリタヤ、カーデサワン、ポーンサック：女性労働者の隣国からタイの商業的性ビジネスへのルート、6 頁、マヒドール大学人口社会調査研究所（1997）

25 前掲 9～10 頁

26 マハトノボル、ウォーサック：タイにおける中国人女性の売春、20 頁、チュラロンコーン大学（1996）

27 前掲

2.5 人身売買ビジネスにおける組織的犯罪

人身売買の被害者から入手したあらゆる事実、データでは、世界のどの地域でも組織犯罪シンジケートが女性人身売買では主要な役割を果たしていることが明らかに指摘されている。最高の収益を生む不法ビジネスのひとつであり、ある調査ではタイだけで毎年性労働者が非合法に生み出す金は 4,500 ～ 5,400 億バーツ（調査時の為替レートを使用しておよそ 180 ～ 216 億ドル）となっている。このビジネスに多くの組織犯罪者が関わっている。それで悪循環が始まる。このビジネスからの莫大な収益で、犯罪者の輪はさらに大きく、強力になり、この金を使って彼らはさらに力を増し、堕落役人への影響力を強くしている。より多くの影響力と力により、彼らはさらに多くの女性を性産業に売買し、その性産業がさらに多くの利益を生むことになる。だから、女性の人身売買を抑える手立てを考えるには、組織犯罪の問題を真剣に考える必要がある。法律がどんなに厳しくとも、彼らはその影響力、金や暴力を使って罰則を免れることができる。時には多くの組織的犯罪者が互いに協力しあい、とくに国境を越える人身売買では協力しあい、利益を分けあう。人身売買や関連のビジネスから稼ぐ巨大な金は彼らに力、諸々の影響力、資源、武器を与え、ほしいものは何でも正義さえ彼らは買うことができる。これらの人身売買人がどれだけ強力かを示し、私たちが何に直面しているかを示す事例がわずかだがある。次のふたつの事例は実話である。ただし、氏名や詳細は公表されない。

最初の事例は日本で合法な、かつ給料のいい仕事で働くことができると日本のやくざグ

ループに誘い込まれた女性である。日本でしばらく売春を強制された後彼女はその組の組員に監禁され、彼の性的対象とつとめさせられた。恐怖と暴力の中で数年暮らした後で、ある男性が彼女に関心を寄せたが、彼はこの組によって彼女の目前で殺されてしまった。彼女は事件後タイに逃げ帰ったが、恥ずかしくて自分の家族の許へは戻らなかった。彼女は日本の検察への事情説明や組員が告訴された殺人事件で証人として法廷で証言するよう求められた。しかし、法廷に出て当局に手を貸せばその組からし返しされるだろうと、絶えず脅えていた。現在まで、家から遠く離れて隠れ住むしかなかった。この実話はこれら地下組織の犯罪者シンジケートがどれだけ強力な影響力を国内外で持っているか、それを説明している。

第2の事例はドイツ人男性とそのタイ人妻にだまされ、ドイツの売春宿へ売られて働かされていた女性のケースである。彼女はドイツ当局によりその売春宿から救出され、先のドイツ人とタイ人妻は逮捕された。彼女はこの2人の告訴にあたって当局に協力した。その過程で彼女はあるドイツ人男性と結婚、彼とタイへ戻り、故郷の村で暮らすようになった。ドイツ人男性被告の義母、地方長（カムナン）、それに何人かの人々が彼女に接触し、多額の金で買収して、ドイツへ戻ってドイツ法廷で証言しない試みた。彼女とドイツ人の夫は多額の金の申し出を断り、法廷で争うと主張した。その結果、命はないぞと脅され、まもなく、彼女と夫はバイクで道路を走行中、10輪トラックにひき逃げされて死亡した。トラックは逃走し、運転手は逮捕されていない。警察は通常の道路での交通事故として扱い、事件は終わった。トラックの登録番号は誰も記憶していない、運転手の身元も不明のままであった。

このような組織犯罪者シンジケートの影響力、暴力活動を示すもうひとつの例は、ここ5年間にいくつかの新聞記事の中で多くの人が拷問の上、殺害されたことを報じていることである。調査官は彼らが組織的犯人によって殺害された疑いを持っている。彼らがこの人身売買人から金を受け取り、人身売買のために女性を調達できなかったからである。

上の事例は犯罪者たちが司法を曲げるために行使したいつかの影響力のタイプの2～3例に過ぎない。この影響力のおかげで彼らはこの殆ど危険のない犯罪を演じ続けることができる所以である。事件の被害者、証人あるいは役人を買収あるいは恫喝するためによく使う戦術、方法がまだまだたくさんある。しかし、今までの説明から彼らがどのように仕事をし、どうして彼らが力を持ちつけ、非合法なビジネスで陰で人を操り当局から抑え込まれないでいるか、大まかに理解できると思われる。ある否定し難い真実は、この非合法なビジネスの中で彼ら組織的犯罪者を根絶するのは容易ではないと云うことである。全滅させることは実現不可能な夢のようであるが、国境を越える女性・少女売買を効果的に鎮圧するのは、関係諸国間の協力が必要である。具体策を出して、しっかりした協力と支援をメコン小地域内の諸政府から確保することはぜひ考えなければならない。

3 人身売買の根本原因

タイ国内の人身売買と国境を越えた人身売買は根本原因においてまったく同一である。特定の状況にあるいくつかの地域にとっては、特定の原因につながるいくつかの要因がある。特定地域での戦い、家族の一員を“ただ働き”として働くことから除外するために当局に支払う金が必要なことなどが要因となっている。

貧困は多くの人が引用する最もありふれた寄与要因である。確かに貧困は性サービスビジネスで容易に金を得るために働く移住にとっては大変重要な推進要因のひとつである。しかし、貧困がどの地域にとっても決定的な要因というわけではない。地域によっては貧困だからといって女性は簡単に金になる仕事を求めて移住することはない。その地域における文化、社会的価値、さらには消費主義、物質主義も大変重要な推進要因となっている。ある地方における社会的価値では、被害の結果がどうなろうと、家族の幸福のために娘が犠牲になるのが義務である、と信じられている。このような態度あるいは社会的価値がある親に反映していた。彼は娘の苦難についてどう思うのか、インタビューを受けて、次のように云っている。“苦難は娘の問題で、娘のことで悩んだりしない。自分には問題ではない。娘は親に感謝する義務がある。生まれたら、娘は戦い、金を稼がなければならぬし、怠けていてはいけない”²⁸。近代化につれて変わってきたもうひとつの社会的価値が“金銭”万能主義で、金が田舎における地位を示すものになっている。したがって、伝統的・宗教的価値が消費価値でゆがめられてしまっている。金の稼ぎ方に関係なく、金持ちが尊敬される。

もうひとつ大変重要な引っ張り要因が手配師で、たくさんいるし、殆どどこにでもいる程である。それだけ女性の犠牲者の売買から莫大な利益を挙げているのである。中には村あるいは地方の尊敬に値する人もいる（村長、小地方の長、政府官僚など）²⁹。通常の手配師だけでなく、組織的犯罪者シンジケートが加わり、巨大な利益の分け前をねらう。確かなネットワークと影響力をもって、彼らは自前の手配師よりはるかにやり方がすごい。手配師の多くはシンジケートのためにリクルートの仕事をする。これらのビジネスにおける莫大で、簡単に手に入る金を求めて海外からの国際的組織犯罪シンジケートも集まってくる。これらシンジケートはタイ国内のシンジケートと手を結んだり、あるいは自分たちで自前の手配師のネットワークを作りあげていく。

性差別がもうひとつの隠れた要因になっている。それにより女性・少女たちが容易に虐待され、傷つけられることが多くなる。女の子と男の子の育て方が違っている。伝統的価値では、男の子はできる限り、あるいは親のできる教育を受けなければならない。これに反して、女の子の教育はそれほど必要ではない。さらに、親に限られた資産しかないと、女の子が犠牲になり、男の子が教育を受けるようにしなければならない。息子は3ヶ月間僧に任命されることで親に恩を返すことができる。娘は他の方法で恩を返す必要がある。そのひとつが商業化した性産業で働くことである。苦労して稼いだ金を両親あるいは自分のきょうだいの生存、あるいは快適さのために差し出すことになる。

28 シリボーン・スクロバネック他：女性人身売買・タイ社会への通路？、191頁、女性基金（1997年2月）

29 前掲132～143頁

4 人身売買の被害者への影響

4.1 社会・文化的影響

多くの研究者は、進んで売られて行き、家族の生活を良くしようとたくさんの金を稼いで来た女性が故郷の村にもう一度入っていくのに困難な目に遭っていることを明らかにしている。一方では、彼女たちは親に送金してきた、その力や徳に対して賞賛されるかも知

れないが、他方では商業化した性産業で働いていたことで隣人から軽蔑の目で見られることもあり得る。

売春婦であることは悪いとする伝統的な価値のために、これらの女性は心中の葛藤が多い。彼女たちの大部分は自分の精神や徳を支える道徳的理由を見いだす必要があった。上に挙げたすべての理由の中で主なものは、家族が生き残っていくための責任や感謝であった。心の葛藤があまりに激しいと、アルコールや薬物に頼って、それを抑えざるを得なかつたし、事実、多くの人がそうして來た。彼女たちの多くは社会への再統合が困難だった。

多くの女性は他の通常の夫婦のように、結婚生活を維持できなかった。夫は妻が他の男たちと寝ていたという事実に耐えられなかつたからである。妻の仕事から経済的な恩恵を蒙っていた夫の場合でも例外ではない³⁰。 いったん商業化した性ビジネスに入ると、その生活は同じではなくなり、二度と幸福で、正常な生活を送ることできないだろう、と云うのもあながち、誇張ではないようだ。

30 トラクラーサチエン、チョンブー：性が立てた家、バンコックポスト、1997年4月10日

4.2 健康への影響

商業化した性ビジネスに身をおく女性や子どもはSTD（性伝染病）に感染する危険にさらされている。最も重い、致命的なSTDはエイズである。政府やNGOによる集中的なキャンペーンがかなり功を奏して来ている。しかし、このビジネスに従事している人の中には不注意な、あるいは他に選択の余地のない人もいる。保護手段としてコンドームの使用を喜ばない客もいるし、女性の中には、とくに従順でタイ語のできない外国女性の中には、コンドームの使用を強く客に云えない人もある。

本格的にエイズになるまでのHIVの感染期間はおよそ5年で、タイの北部のいくつかの地域で過去の結果が証明している。しかし、エイズで亡くなった人の正確な数は分かっていない。届け出のあった死因にはエイズではなく他の原因が明らかな死因として記載されるていることもあり得る。ただ、メディアを通して行ったこの病気に対する真剣なキャンペーンの結果、客とエイズ被害者の行動様式に変化が見られた。多くの客が売春婦との交渉をやめ、危険なグループにいる女性、少女たちは商業化した性ビジネスで働くことの危険性を認識するようになっている。このような隣国における女性や少女たちへのキャンペーンがタイでのように効果を期待できないことも考えられる。メディアへのアクセスが限られているからである。知らないし、自分を守ることもできない。最悪のケースはHIV／エイズ感染を知りつつ売春婦として仕事を続けざるを得ない女性の場合である³¹。

これら被害者の人生、魂、青春、幸せが搾取者の利益のために搾取され、致命的な病に感染すると、彼女たちは家に送り返され、死を待つばかりである。使い捨てのモノと何ら変わらない。潜在的な被害者にはどのような結果になるかよく分かっているけれども、彼女たちにはまず、家族の空腹をしのぐことが必要なのである。このような問題に取り組むには多くの時間がかかるし、多くの手立てを要する。

31 前掲注28 127～128頁

5 性的搾取目的の女性人身売買に関する法

タイには性的搾取を目的とした女性や子どもの人身売買を禁止する多くの法律がある。刑法が主要な法で性犯罪を犯した犯罪者の罰するために1章を設けている。性犯罪は強姦からポルノグラフィーまで範囲が広く、各項における罰則は厳格である。過去において法律は適切であった。時代が変わり、大家族の価値と云う伝統は急速に消えつつある。こうして、子どもたちは昔ほど十分に家族によって保護されていない。両親が離婚した破損家庭の子どもが増えつつあり、これらの子どもたちが通りに群がる。片親は一生懸命働き、生活費を稼ぐ必要があるからだ。子どもたちが必要とする世話も愛情も十分に示すことができない。子どもたちの中には、新しい義父あるいは義母に耐えられず、欲求不満のために町へ出てそこで暮らすようになるのもいる。強い家族のきずなに徐々に取って代わりつあるのが、消費主義である。それが強い推進要因となって多くの子どもや女性が商業化した性ビジネスへ送り込まれている。それだから法を変えて、新たな事態に対応する必要がある。

5.1 憲法

従来のタイ憲法には人身売買問題に関連する多くの条項があった。これらの条項は以下の通りである。

第 46 条

人は移動の権利を有し、かつ王国内に住居を定める権利を有する。

第1段落における権利は国家の安全、公共の秩序、人民の福祉、都市計画および青年の福祉を擁護する特別な目的に基づき、制限されることがある。

タイ国籍を有する何人もタイ王国から追放すること、あるいはタイ国籍を有する何人も王国へ入国するのを妨げられない。

第 40 条

人は義務教育法に基づき、基礎教育を受ける同等の権利を有する。

人は研究が憲法、義務教育法および教育施設設置法に規定されている個人の義務に反しない限り、研究の自由を有する。

学問の自由は尊重される。ただし、このような自由が市民の義務に反するものであってはならない。

第 89 条

国は働く仕事が持てるよう労働年齢にある人を保護し、労働者、とくに女性と子ども労働者を保護する。国は労働関係システムおよび支払システムを設置して、労働者に公正、公平を期す。

第 46 条は壳春のために進んで海外へ行こうとするタイ人女性の売買の禁止には大きな影響がある。外務省（MFA）当局や出入国管理局は女性たちが商業化した性ビジネスで働くために海外へ行くのではと怪しんだけれども、彼女たちが有効なビザを取得し、海外

へ行くのを停止できなかった。この権利で女性をタイ国外へ送るのはかなり容易になった。売られた女性がこのような女性の不満あるいはその他のしっかりした不法人身売買の証拠がなくても、国外へ出るのを当局は予防できなかったからである。しかし、他国からタイへの女性を売買は、売られた女性が不法にタイ王国に入るならまず出入国管理法で扱うことができる。入国を阻止され、不法入国の罪で問われることになる。タイへの不法入国の帮助、あるいは不法移民へのシェルターの提供の罪で追及される人も出てくる。被害者は出入国管理法で定めた手続きが終わるとその祖国へ送還されることになる。

政府は基礎教育をすべての子どもに与える義務を負っている。タイの外国人子弟にも同様である。しかし、義務教育の施行は大変官僚的で、多くの教育行政担当者は外国人子弟に大して注意を払わず、移民の子どもの親は不法滞在のために学校に届け出て、子どもを通わせることができない。

第 89 条に特記されている国の義務には虐待や搾取から外国人の子ども・女性労働者を保護する義務も含まれていた。しかし、憲法では労働の側面が強調されたが、虐待のすべての形態についてそうではなかった。他の虐待の形態が刑法やその他の法で禁じられていることで説明される。

現在、新しい憲法が 1997 年 9 月 27 日に議会を通過したところである。人々が草稿段階ではっきりと参加した最初である。新しい憲法には人身売買に触れた条項がいくつかある。以下の見る通りである。

第 30 条

人は法の下に平等であり、法の施行にあたっては平等に保護される。

男女は同権を有する。

何人に対しても、出自、出生地、人種、言語、性、年齢、身体的条件あるいは健康、身分、経済的あるいは社会的地位、宗教上の信念、教育、あるいは本憲法の規定に違背しない政治的信念による差別は禁ずる。

第 43 条

人は国が適切、かつ十分に提供する義務を負う 12 年以下の基礎教育を受ける平等の権利を有する。

人は憲法に規定されているその義務に反しない限り研究の自由を有する。

あらゆる水準で教育を行うに際して、地方行政および個人的当事者の関与は法にしたがって考慮のこととする。

第 53 条

子どもおよび青少年は国によって虐待から保護される権利を有する。

後見人のいない子どもおよび青少年は法の規定に基づき、国によって養育および教育されるものとする。

新憲法では人はすべて法の下で平等に扱われることを保証している。タイ市民であれ、不法移民であるかは問われない。また、この平等な扱いは憲法で規定されているあらゆる

権利、保護に及ぶ。第 43 条は国が現行の 9 年から 12 年に義務教育を引き上げる義務のあることを規定している。義務教育の期間が長くなれば、危険なグループに入る子どもたちがごく年齢の低いときに売られるのを予防する役に立つだろう。より水準の高い教育やいい仕事につけるより多くの機会、あるいはさらに教育を受ける機会があれば、彼らが大人になった時に売春に入っていかないのではないか、という希望もある。不法移民の子どもたちは教育に対しても同等の権利を有する。第 53 条ではタイ人と外国人の子どもや（18 歳以下の）青少年を虐待から保護するのを国の責務として明記している。虐待については特定されていないので、それは労働、性的な、商業的利潤、身体的あるいは精神的な虐待を含むあらゆる形態の虐待を意味する。新憲法はそのために規定される国内法の整備に非常に大きな役割を有する。憲法に記載されている原則に矛盾するいかなる法も、その正当性に異議を唱えられ、無効されることがある。

5.2 刑法

タイの現代刑法は多くの修正をつけて 1957 年以来、効力を有している。重い刑罰を課す優れた刑法と考えられて来た。とくに、9 章「性に関する犯罪」においてはそのように云われて来た。状況や社会的価値が変わり、新たな問題が出て来るにつれて、この刑法はさらに多少の修正が必要となって來た。商業化した性産業向けの女性・子どもの人身売買とより効果的に闘うためである。

5.2.1 既存の関連条項

強姦は 4 年から終身刑の懲役で、強姦年齢は 15 歳以上である。被害者が死亡した場合には、刑は死刑である³²。しかし、法の基本は女性だけが強姦されると規定していた。だから男の子は強姦され得ないということになった。さらに、最高裁では強姦を狭い意味で解釈し、男性器を女性器に挿入するものとしてだけ解釈した。この解釈が今日まで、あらゆる強姦事件で支配的であった。肛門から男の子を犯した犯罪者はみだらな行為についてだけ追及され、懲役刑として最高で 15 年であった。もし被害者が死亡すると、罰は死刑か終身刑となる³³。（同意のある、なしに拘わらず）女性を調達、誘惑、あるいは連れ去り、他人の性欲を満足させようとみだらな行為をさせる者は、1 ~ 20 年の懲役刑を課せられる。被害者が 18 歳、15 歳、あるいは 13 歳未満の少女の場合には、刑罰はその被害者の年齢に応じて重くなる。この場合、刑罰は 3 年から終身懲役、あるいは死刑となっている³⁴。他人の性欲のために男の子を調達することは刑法の対象ではなく、売春予防・禁止法が適用されることに留意したい。

286 項によれば、売春をあっせんした者は 7 ~ 20 年の懲役刑を課せられるが、最高裁のきわめて厳格な解釈のために、本項を適用するのは大変難しい。個人的使用の目的でポルノグラフィーを所有するのは、タイでは違法ではない。刑法では取引、配布、輸出入、生産、あるいは販売、配布あるいは展示目的の所持は禁じている。最高刑は 3 年間の懲役である。

32 タイ刑法 277 項

33 前掲 278 ~ 280 項

5.2.2 刑法改正案

少年に対する性的虐待が広がり、タイ国外で起こる人身売買をタイ法廷で処罰対象とするため、タイ女性問題委員会および法務局より刑法改正のふたつの修正案が出された。目的は人身売買をタイで罰することができるようになると、その犯罪がどこで起きたかは問わない。男性あるいは少年の人身売買は女性や少女の人身売買と同じ罰則で罰することができる。修正案に記載された用語“性行為”的新しい定義では、男性あるいは男の子の強姦もあり得る。子どもを扱ったポルノグラフィーを所持していると、懲役 3 年の犯罪となり、その配布、販売、生産あるいは展示の場合には最高 7 年の懲役刑となる³⁵。

35 これらふたつの法案は原則的に内閣で承認され、議会の審議に委ねられることになっている。本書の作者が翻訳したふたつ刑法改正案の英語版は付録に記載してある。

5.3 売春防止・禁止法

1996 年 10 月 22 日、タイ議会は 36 年間適用されてきた以前の 1960 年の売春禁止法の概念を根本的に変えた新しい売春防止・禁止法を通過させた。

5.3.1 以前の売春禁止法（1960）

この法が施行された意図は、1960 年以前には当局から免許を受けて合法であったあらゆる形態の売春を非合法化することにあった。法の起草の背後にあった概念は、売春仲介人より、売春婦を厳しく罰することであった。逮捕された売春婦はその売春の行為に応じて 3 ~ 6 ヶ月の懲役刑あるいは千バーツの罰金刑になった。さらに、2 年間閉鎖的更正センターに監禁されることもあった。けれども、売春仲介人に対する最高刑は 3 ヶ月の懲役と千バーツ以下の罰金で、更正施設入りは要件ではなかった。売春宿の持ち主は最高 1 年の懲役刑であった。したがって、売春仲介人や売春宿の持ち主に対する刑は、その商売からの莫大な利益や罰せられる危険と比較すると、禁止力になっていなかった。それだけでなく、売春婦自身が禁止の対象で、犯罪者として扱われると、彼女たちは法を施行する係官たちに影響力を持つ売春仲介人の保護を求めざるを得なかった。この法律では狙い通りに売春を禁止できなかっただけでなく、売春を広げ、数でも形態でもそれが増える結果となってしまった。36 年間、この法は適用されて来たが、売春は増大し、制限されることもなく栄えて来た。売春から利益を得る組織的犯罪者集団は強大になり、影響、力の面でも大きくなつた。警察への袖の下がはびこり、大衆の広く知るところとなつた。この法が 1996 年法に代わったのは僥倖であった。

5.3.2 現行の売春防止・禁止法（1996）³⁶

本法が前の 1960 年法に代わり、1996 年 12 月 21 日に発効した（官報に公表されてから 60 日後）。本法の主要概念は売春婦が貧困、社会的問題および組織犯罪の被害者したことである。したがって本法では、売春仲介人、売春宿（伝統的な売春宿だけでなく、偽装売春宿も）持ち主、ママさん、ぽん引き、客、子どもを売春のために売った親を罰する

ことに中心をおいている。この概念でもって、売春婦に対する罰則は大幅に引き下げられた。すなわち、売春婦であることは違法ではないが、それでもいくつかの行為は禁止される。売春婦がおおっぴらに、恥ずかしげもなく客を誘ったり、客を引いたりして大衆に迷惑行為をするのは禁止される。売春の場所に集まることは認められない。集まることでぼん引きや売春場所の持ち主、その他の搾取者がその集まりを組織するようになるからである。反対に搾取者に対する罰は大幅に増えている。（被害者の同意の有無に拘わらず）売春あっせん人、人身売買人は1～20年の懲役刑に処すことができる。持ち主、支配人、ぼん引きやママさんは3～20年の懲役刑に処せられる。売春のために人を監禁した者は1～20年の懲役刑、終身刑、あるいは死刑に処せられる。

本法に規定の新しいふたつの犯罪は、18歳未満の子どもと性交渉を持った客には1～6年の懲役、売春のために売春あっせん人あるいは客にその子を売った親には4～20年の懲役刑が課せられ、裁判所の命令によりその親権が取り消しになると云うものである。

本法は完全な法ではないが、売春ビジネスと闘う、法を執行する係官には効果的な道具となっているし、前法よりはるかに優れている。搾取を抑えるべく、搾取者は新しい法で調整された刑にふさわしい罰を受けるべきである。

3.6 この法律は本書の作者が英語に翻訳、付録に記載してある。

5.4 女性・子ども人身売買法

これは直接、人身売買を扱う特別法である。女性・少女人身売買法は1928年に施行され、現在も適用されている。人身売買とより効果的に闘うために、この法は現在の状況に対応できるよう最新のものにしていかなければならない。

5.4.1 既存法

既存法は女性と少女の人身売買を対象とするだけで、少年のそれは対象外である。この既存法にしたがって犯罪となる人身売買の目的は商業的な性的虐待でなければならない。係官はタイへ入国する、あるいはタイから出国する女性や少女たちを検問するため、その乗り物に乗り込むことができる。人身売買人は最高で7年の懲役刑に処すことができる。この法には、当該犯罪の一部がタイ王国外でなされたとしても、犯人はタイで告訴できるという域外適用の効力がある。

5.4.2 ドラフト案³⁷

修正案は法律の名前を“女性・子ども人身売買法”と変更し、性に関係なく子どもを保護しようとするものである。女性と子どもの人身売買に関する犯罪につながる共同謀議は犯罪であり、最初から法的手続きを開始できると規定している。法律に規定された犯罪の幇助者は主犯同様、罰せられる。この法律は人身売買の目的を商業的性虐待から女性あるいは子どもに対するみだらな行為を行うためとその要件を軽くしている。人身売買人の刑は1～20年、終身刑、あるいは死刑である。この草案では係官により多くの権限を与え、人身売買過程を中断できるよう、職務質問のため被害者と思われる人を停止、あるいは拘束できる。また係官は乗り物だけでなく、いろいろな場所に立ち入りができ、防止、禁止、

および被害者への援助を容易にできるようになっている。法廷は被害者が犯人の許から救出されたらすぐに、その証言をとる権限を与えられる。この草案は現在、議会での審議を待っている状況である。

37 この草案は本書の作者の英語に翻訳、付録に記載してある。

5.5 刑事訴訟法

5.5.1 既存の刑事訴訟法

刑事訴訟法は子どもの被害者あるいは証人について十分に思弁せず書かれたもので、手続きは子どもではなく、大人に関して使用される形となっていた。とくに、性的虐待の子どものケースは対象となっていない。子どもの被害者は捜査、調査および裁判の過程で幾人もの前で何度か精神的に衝撃を受ける物語を繰り返さなければならない。さらに、被害者は裁判所で虐待者と直面し、気の滅入るような反対尋問を受けなければならない。この手続きは一般の犯罪の場合に成熟した大人の被害者では適切である。既存の法で与えられていた唯一の保護は非公開裁判である³⁸。当事者は各自、非公開裁判を要請できる。裁判官は妥当だと判断したら、事件の当事者から要請がなくとも、裁判過程を非公開にできる。既存の刑事訴訟法は子どもや女性が大家族の価値や強い文化に保護されていた時期に施行されたもので、その起草時には子どものことを十分に考慮した手続きには多くの注意が払われなかった。

5.5.2 刑事訴訟本修正案

この修正案では子どもを守り、子どもの性的虐待事件の犯人と戦うために3つの方策を提案している。まず、ビデオの録画を使用して、子どもの被害者あるいは証人の供述をとり、子どもを2次被害から守ることにしている。次に、ビデオを併用した裁判とし、子どもの被害者、あるいは証人が心理学者やソーシャルワーカーの助けを借りながら、裁判で証言できるように求めている。最後に、事件の子どもの被害者あるいは証人を後日、証言させることが困難な場合には、犯人が起訴される前に検察の要請に応じて早期に被害者あるいは証人の証言をとるよう法廷に義務づけている。これらの3つの方策が訴訟における子どもの被害者あるいは証人のつらさを減らすのに役立つだろうし、被害者あるいは証人は犯人あるいはその仲間に買収あるいは恫喝される機会を与える前に証言を行うことができる³⁹。

38 タイ刑事訴訟法 177～178項

39 この法案は5月19日に原則的に内閣で承認された。本書を書いている時点で司法協議会へ送られ、検討され、議会へ送付される。刑事訴訟法改正案の英語版は本書の作者が翻訳、付録に記載してある。

5.6 出入国管理法

この法律は1969年以来適用されている。それによると、有効なパスポートおよびビザ（それが必要な場合）、あるいはその他の法的書類を持って、出入国管理地点を通して入らない外国人はいずれも、不法移民と見なされる。これは懲役2年および2万バーツ以下の罰金である。

の罰金を課せられる犯罪である⁴⁰。出入国管理局はタイでの生活費を払う金のない人の入国を禁止できる。労働、売春、女性あるいは子どもの人身売買、あるいは麻薬密売に入る疑いのある者の入国も禁止できる⁴¹。これら不法移民が後日発見されたら、当局はタイ王国から出るよう命令できる。不法移民は内務大臣にこのような命令に対して上訴できる⁴²。

この法律は厳格ですべての不法移民に厳密に適用され、柔軟さは殆どない。それがないために、多くの懸念が国境を越える人身売買に取り組んでいるあらゆる当事者の間に生じている。人身売買の被害者は他の不法移民と同じに扱われる。彼らは被害者でもあり、同時にタイ王国へ不法入国した犯罪者としても扱われるからだである。その罪に関して彼らは裁判所に出頭し、罰金を支払わなければならぬ。法廷が命じた一定の金額を支払うことができないと、かなりの時間を刑務所で過ごさなければならない。刑期が終われば、刑務所から釈放されるが、移民留置センター（IDC）に再び拘留されて、送還を待つことになる。最も混雑しているので有名なあの留置センターである。IDCにおける留置期間は不法移民を故国への送還する輸送手段を確保できるかどうかで変わる。不法移民の出身国が隣国ではなく、航空券が必要な場合、多分、その不法移民、家族、その大使館、他のNGO、あるいは機関が必要な航空運賃を払わなければならぬ、ということになろう。航空券が確保できなければ、不法移民は長期間、留置される。この理由は移民局がごく限られた予算しかなく、これら不法移民に航空券を提供できないからである。タイ女性問題委員会事務局やいくつかのNGOでは性的人身売買の被害者をIDCから出して、公共福祉局あるいはNGOのケアにゆだねるよう、移民局と交渉しようとしてきた。移民局からは、この法律に規定されているように、一定額の金額を移民部に委託するように、と云われた。交渉過程は進んでいて、当事者すべてにとって適切、かつ実際的な解決策があるのでは、との希望も出ている。

40 出入国管理法 B.E.2522(1959) 11 項 62

41 前掲 12 項

42 前掲 22 項

5.7 不正資金浄化法

不正資金浄化法は犯罪、とくに組織的犯罪と戦うには最も効果的な立法のひとつとして多くの国で証明済みである。タイでは犯罪抑圧のために幾度となく、不正資金浄化法の通過が試みられて来た。反対を避け、この法案の成立を期すため、法案の当初の草案は薬物関連の犯罪にのみ使用するために作成された。多くの人々が他の犯罪も対象とするよう、法案の拡大を求めたが、そのひとつが女性と子どもの人身売買を含む商業的性に関連した犯罪である。法案は政府提案として内閣の承認を得て、現在、議会の審議を待っている状態である。不正資金浄化法案の承認に際して、その対象が広がり、女性と子どもの人身売買の犯罪が含まれた。この法案が通り法律になれば、女性と子どもの人身売買人と戦う、もうひとつの効果的な道具になり、女性の人身売買の防止、禁止の面で他の法を大きく補うものと期待されている。

6 刑事事件における各国間の協力

国境を越える人身売買に対する協力のタイプには、主としてふたつあり、外国犯人引き渡しと、相互援助である。外国犯人引き渡しは別の国へ逃げた犯人を逮捕し、子どもに対する性犯罪を起こした国へ送還して裁判にかけるために必要とされている。要請をうけた国がその市民権のために犯人を送還できない場合には、その国が域外適用法を用いて犯人を告訴することになる。10ヶ国以上に域外適用法があり、海外で自国の市民が子どもに対する性犯罪を犯したら、その犯人を処罰できる。いくつかの国ではこの種の立法を起草あるいは考慮中である。相互援助は大変重要である。犯人が告発通り有罪であることを証明するために警察、検察および裁判所に事件の必要な証拠を提供するからである。外国犯人引き渡しおよび相互援助は両国間、多国間の条約、あるいは国内法を通して実施できる。メコン地域の各国間ではこのような条約はない。この種の協力を推進して、国境を越える人身売買や女性や子どもの密売買を行っている組織的犯罪シンジケートと戦わなければならない。

インターポル（国際刑事警察機構）は人身売買を含む犯罪に関する情報の迅速な交換のもうひとつの道具である。しかし、このチャンネルではメコン地域の諸国間にそれほど協力が見られない。とくに人身売買の問題でそれが云える。

7 法の施行

法の施行は人身売買の禁止にあたっては大きな問題である。法がどんなに良くても、その施行が不十分だと、これらの法は効果がない。だから人身売買に対する法施行の問題が追求される必要があった。

タイの女性・子ども人身売買禁止を対象とした法を施行して、それが効果的かどうか、それは大いに警察の活発な、あるいは受け身的な役割にかかっている。理由は刑事訴訟法では、警察だけが事件に着手できるからである。国境の通行を取り締まる移民局も警察庁の管理下にある。その責任においてあらゆる犯罪に比して限られた資源なので、警察はやむを得ず、捜査に優先順位をおいている。犯罪の重大さだけでなく、各犯罪タイプへの対応の困難さ、特定の犯罪に取り組むために与えられた権限なども考慮の対象である。捜査や裁判手続きでの被害者の主張や目撃証言も重要な要素である。人身売買は対応の困難な犯罪のひとつである。それに取り組む法律が時代遅れな上に、新しい法律がまだ議会で審議中だからである。現行法では警察の力は限られている。その上、被害者の多くがたいへん傷つきやすいので、法的訴訟に加わるのをよしとしないし、進んで供述や証言をしたがらない。被害者がタイ語のできない外国人女性あるいは子どもだと事態はさらに悪化する。刑事事件の長い訴訟も警察には困難さを増す材料で、その訴訟に要する長い時間、被害者と留め置く資源がないし、同時に被害者も家に戻りたいので長くタイにいたいと思わない。

もうひとつ、意気阻喪になる要素は人身売買を行う組織的犯罪密売グループである。そのメンバーのひとりが逮捕されると、仲間がどんなことでもして彼を釈放させようとする。これらの犯罪者は金、影響力、暴力および／あるいはその他の手段を用いてその目的を達成する。係官、被害者、証人を買収しようとすることもある。買収を拒否した多くの被害者がその後トラックにひき逃げされ、大抵の場合、最後には通常の道路事故扱いである。犯罪者は最良で最も高い弁護士の中からひとりを選び、金を払って最高の法的アドバイスをうけ、徹底的に自分の事件で戦うことができる。各事件が最高裁まで長引くはごくふつ

うで、最高裁が判決を下すのに数年かかっている⁴³。裁判期間中、被告は保釈になり法廷の外にでることもある。最終判決で有罪と確定するまでは無罪と見なされると云う考えである。保釈中、被告は被害者やその他怖くて警察あるいは検察に云えない目撃者に働きかけることもある。さらに、目撃者保護計画が法に規定されていないため、利用できない。

すべてこれらの要素が一緒になって、警察による法の十分な施行や売買人の逮捕を妨げている。警察は重大だが性格が単純な殺人、盗難、薬物の売買のような犯罪に力を注ぐ。しかし、首相、警察庁を管轄する内務相および警察庁長官の方針は警察官がどのような取り締まりの優先順位で事件に対処するかを決めるには大きな役割を担っている。1997年1月、政府の方針はアンフェタミン（覚醒剤）を禁止することであった。これはヘロインと同じ範疇のもので、多くの資源がアンタフェミンを取り組むために投入され、他の犯罪には同じような関心は払われなかった。それに、警察官の大多数は性的搾取のための人身売買が被害者にもたらす生涯にわたる影響とか重大さを認識していない。大衆の中に見られる意識のなさも、犯罪を目撃しても警察に通報しない大衆からの情報や内報の少なさという結果を生んでいる。

前に述べたように、メコン地域の諸国間に協力が見られない、とくに犯罪禁止の面で見られないので、この地域における女性人身売買の状況がさらに悪化している。それぞれの国の警察当局の権限が国境を越えては及ばないし、隣国の警察当局から迅速、かつ区か的な援助を得られない一方で、組織化の進んだ犯罪シンジケートは警察当局ほど国境で活動が制限されない。彼ら犯罪者は自由に国境を行き来するし、国境を越えた人身売買で逮捕されても、警察がもつ証拠は未完成のジグソーパズルのように穴が多い。重要な、欠けている証拠や被害者あるいは目撃者は隣国で、日常的な相互法的援助がないのでそれを手に入れる手だてがない。各国の係官はどんな手続きが必要か、だれに接触すべきが知らない。多くの事件で証拠不十分のため犯罪者が釈放されている。あるいは他国から証拠入手する能力、手段のなさと呼んで当然である。犯人が判明し、逮捕状が出ても、警察当局は犯人が他国にいると逮捕できない。法の長い腕が国境で制限されているのに、犯罪者には国境がない。これが国境を越える女性の人身売買の取り扱いにおいて最も困難な問題である。

4.3 タイ 刑事訴訟法によると法律問題のあるなどの事件も法的な要點について、上訴裁判所や最高裁判所へ上訴できる。

8 解決策

上記の問題に対する解決策には時間、努力、あらゆる当事者、国の協力が必要である。いくつかの手段はすぐに実施できるが、他の手段は長い、継続的なプロジェクトを要する。具体的な努力がなければ、女性の人身売買に取り組むことはできない。さらに、越境する人身売買の場合には、関係諸国が強い意志をもって協同し、具体的な手段を生み出してこれと戦う必要がある。本書では一定程度、問題を解決すると思われるいくつかの解決策を探って行く。

8.1 メコン地域の諸国の当局間の協力

送出国、受入国間の協力がなければ越境する人身売買の問題を最小限にすることは考え

られない。この協力は人身売買のあらゆる段階で可能で、運動、予防、禁止、犯人の本国送還、再統合、精神的・身体的回復および技術援助の分野などその例である。メコン地域諸国の関係当局、政府、司法ではこの問題を優先させ、ともに戦わねばならない。協力には徹底した交渉を要するが、協力が協定に変わるのでなければならない。これは云うは易く、実行がきわめて困難かも知れない。多くの障害があるからで、最大の障害は国内法の違い、法体系の違いである。そのため、多国間協定を締結することは殆ど不可能である。しかし、現実的なアプローチは主な受入国であるタイがそれぞれの送出国と交渉し、送出国のいずれかと別々に二国間協定を結ぶことである。協定では交渉により、あらゆる側面で問題を解決するため協力しあうことできよう。

8.2 すべての水準で意識を高める必要がある

政府、係官および人々の努力を増やすために、何よりも、また最も大事なことはその意識を高め、女性の人身売買のもつ重大な影響を理解させることである。意識が高まれば、これらの問題は優先され、政府、司法担当者および人々の支援を得ることができる。多くの政府がいまだに問題を認識するのを拒み、あるいは問題が報道されているほど重大ではないと否定している。人々は往々にして、この問題に対して見て見ぬふりをする。それを知りたくないから、またそれほど人を傷つけるものではないと考えているからだ。多くの人は被害者がどれくらい精神的衝撃に耐えざるを得ないか認識しない。多くの衝撃的な話は一般の人には公表されない。多くのキャンペーンを立ち上げ、一般大衆や人身売買の潜在的な被害者の家族に訴えなければならない。潜在的な被害者やその家族には誘い込まれ、だまされ、あるいは強制的に売春婦にさせられた女性の苦しみを伝えなければならない。一般の人は救出され、本国に送還されてから自分の社会によって拒まれている女性の苦境に気づいていない。とくにエイズにかかった女性の苦境について無知である。この情報を公にして、一般の人が性的搾取を目的とした女性人身売買がどれだけの損害を引き起こすか知らせなければならない。

意識が高い場合にはいつでも、一般の人は女性人身売買との戦いを支援する。政治家はこの問題を優先させなければならなくなるし、司法担当者は座視できず、人身売買の予防、禁止に力を集中しなければならない。

8.3 立法者の明快な政策、強い政治的意志

女性人身売買に立ち向かう手段、法を実施に移すには、当該国政府の強力な政策が必要である。政府が人身売買に対する戦いを指揮し、資源を振り向けることができるからだ。また、政府は女性人身売買問題を強く訴え、それを優先的に取り上げて、司法担当者が何を求められているか、具体的に知ることができるからだ。一例を挙げると、タイではアンフェタミンに対する政府の強力な政策が大層明快で、一般の人を含むあらゆる分野で意識がきわめて高い。真剣かつ継続的なキャンペーンのおかげである。政策によって係官が個人身売買の外国人被害者への扱い方を変えるだろう。彼女たちは犯罪の被害者であって、不法入国の罪で追及されるべきではない。ある国で本国送還の過程で彼女を拘留しておかなければならない場合には、彼女は人間にふさわしい扱いを受けるべきである。

人身売買を解決する強い政治的意志は、結果として子どもや女性の生活の質を向上させ

る政府の社会的プロジェクト、すなわち教育、職業訓練プログラム、就職紹介、身体的・精神的リハビリプログラムを生むこととなるだろう。

8.4 必要な新しい法律

既存法は時代に合っていないので、この犯罪と戦うには不十分である。各国の法では厳しい刑罰を与えることになっていても、その文脈ですべての変わりつつある状況を対象としていない。例としてタイの女性・少女人身売買法を見てみよう。この法では現象として増えつつある少年の人身売買は対象としていない。多くの国では、人身売買を行っている組織的犯罪団と戦うのにもうひとつの効果的な道具である不正資金浄化法がない。外国人引き渡しや相互法的援助にあたって他国と協力する権限を政府に与える条約や国内法も同様にない。あらゆる必要な法律や協力がないので、メコン地域は密売人の天国となっている。新しい、効果的な法を多く施行して、法の抜け穴を塞ぎ、密売人をなくさなければならない。

8.5 司法体系の調整

たとえ密売人がタイ国内で逮捕されて、他の国からの協力がないと、告訴がうまく行くか保証の限りではない。理由は被告に簡単に濫用を許す司法体系の長期的、複雑なプロセスにある。

もうひとつこれにつながる要因はどの事件も同じで、同じ手続き、やり方で扱うべきだと信じている裁判官の認識不足である。これは全く間違っている。人身売買の被害者は大層傷つきやすく、とくにこの奇妙な国で何も知らない、他国から売られた被害者の場合はそれが著しい。外国人被害者は不法入国あるいは超過滞在の罪で追及され、裁判前に国外追放となることが多い。しかし、タイの刑事訴訟法では被害者が故国へ送還されるてはならない場合には、検事の誓願によって裁判所が被害者の証言を早期に行わせることができる⁴⁴。この規定は被害者がタイ人で、タイを出国して他の国へ行くのではないので、適用できない。事件の正式裁判中、正当な理由があつて後日証言を行えないあらゆる被害者、目撃者にこの法を拡大適用するよう、さまざまな努力がされて来ている。

女性の人身売買や子どもの性的虐待の被害者、証人に対して適用される不親切な手続きももうひとつの否定的要因で、被害者が不満を当局へ提出する気をなくさせてしまう。被害者は大衆のいる法廷でふたたび侮辱されたり、被害者にされるのは望まない。できるなら、彼女たちは極めて痛ましい経験を忘れないのだし、戻って家族と平和に暮らしたいのである。被告に雇われた、遠慮なんてまるでない被告の弁護士と顔を合わせ、しつこく根ほり葉ほり訊かれてたくない。だから、人身売買の被害者あるいは性的虐待の被害者に当然の保護を与えられ、同時に被告の権利に当然保護するための懇切な手続きを設ける必要がある。困難なのはこれらふたつの保護をどうバランスをとるかである。裁判の過程で最も重要な部分は司法にたずさわる人々の態度である。彼らに被害者の苦境に対する認識がなく、彼女に共感的な態度を持てないと、被害者は彼女を守るべき裁判過程で苦しむことが大層大きくなってしまう。そのため、裁判過程の当事者、すなわち裁判官、検事および警察とこの種の事件を扱うのを委託された当事者はいずれも、この問題について特別な研修をうけるべきである。

8.6 監視団体支援

この忌まわしい犯罪と戦うもうひとつの試みは、国内および国境を越える女性人身売買の禁止や裁判過程の監視である。ひとつ以上の監視団体を設立しなければならない。その狙いは当然のことをするように国々に圧力をかけることではなくて、次の点にある。すなわち、各国における、また地域における国内および国境をまたがる女性人身売買の状況を観察、評価すること、政府に人身売買禁止に向けてさらに支援的な役割を果たすよう奨励すること、法律や裁判過程の障害、抜け穴を見つけるために逮捕から裁判の終わりまで法的過程を見守り、研究すること、女性の人身売買の犯罪を扱う法律や裁判過程の改善に向けて政府に提案を行うこと、などである。監視団体は専門家、多くの関係政府からの法律専門家、NGOから構成する。この監視団体は人身売買が盛んないいくつかの国に支部を設けることができる。また、A国が非公式なやり方で、この犯罪の調査に必要な情報や証拠をB国から入手できるよう、A国を助けることも可能である。メコン地域における諸国の法施行の際のコーディネータの役もできる。政府あるいは国際的な団体からの支援を得て、監視に進んで取り組むNGOとのネットワークを作ることもできる。また、人身売買の被害者を保護したり、彼女たちに一時的なシェルターその他のサービスを提供することも考えられる。関係政府はすべて、財政的にこの監視プログラムを援助しなければならない。

8.7 人権委員会および子どもオンブズマン

人身売買の防止、禁止を強化するための法的過程の監視とは別に、メコン地域の各国にその他の団体、すなわち人権委員会と子どもオンブズマン事務所である。この人権委員会およびオンブズマンは特定の法律で設置し、人権、子どもの権利の監視、唱道、保護、推進にあたる相応の権限を与えられなければならない。これらふたつの団体は人々の意識を高め、人身売買被害者の“声”となることができる。さらに、各国の政府機関や立法関係者に、子どもの権利条約や市民・政治的権利条約の実施を促すことができる。これらふたつの条約には女性や子どもの人身売買を解決する努力に対して強力で積極的な影響がある。

8.8 NGOの参加を奨励する

メコン地域の政府は女性の人身売買の問題が極めて大きな、かつ深刻な問題であることを認識すべきあるし、あらゆる努力を動員してそれと戦うべきである。現に存在し、援助の用意のできている強い力がNGOである。意見、情報および資源を提供して政府と協同できるし、多くのNGOはこの分野でかなり前から動いていて、正しく適用すれば有効な経験をたくさん持っている。政府とNGOはどうやったら互いに信頼でき、協同できるか学び、女性人身売買の撲滅が効果的に進むようしなければならない。

9 結論

人身売買は女性と子ども、とくにメコン地域の女性と子どもにとって重大、かつ危険な犯罪である。多くの研究から組織的犯罪団が国内、および国境を越える女性人身売買の背後にいることはどこから見ても確実である。メコン地域で広がっている汚職、リベート、

それに“袖”の下のために、法の施行が緩やかで禁止が甘くなっている。主権意識および諸国間の協力のなさが国境を越えて行われる人身売買の禁止をいっそう困難にしている。だから、この問題を真摯に検討し、女性人身売買に対してメコン地域の諸政府、NGO、それに国際機関が方法的に協同して取り組むようとする必要がある。さらに、多くの法律を施行して、あるいは適切な方向で修正して係官に効果的な道具を与えるなければならない。行動社会プランも問題の根本原因を減らすために必要である。一致した努力で、共同手段を行使して行けば、メコン地域から女性人身売買を根絶やしにできる希望が生まれて来る。

刑法修正案¹

(No.) B.E.

第1条 本法は“刑法修正法(No.) B.E.”と称する。

第2条 本法はロイヤルガゼットに公示日以後発効する。

第3条 以下の規定を刑法第1条(14)に追加する。

“(14) ‘性行為は’自己のあるいは第3者の性的満足のために、性器、何らかの物、あるいはその他の器官を相手の性器へ、あるいは肛門へ挿入する、または相手の性器に対して口を利用する、あるいは相手の口に対して性器を利用するなどを含む。その行為が同性に対して、あるいは異性に対してなされるかは問わない。”

第4条 刑法修正法(No.5)、B.E.により修正される刑法第276条の規定は廃止し、以下の新しい規定に代えるものとする。

“第276条 相手の意志に反して、脅迫により、暴力を行使して、抵抗できない状態にある、あるいは別の人間と間違って信じさせて性交する者は誰でも、4年から20年の懲役および8千バーツから4万バーツの罰金刑に処す。

万一第1項の犯罪者が火器あるいは爆発具を携行あるいは使用して、人を傷付ける恐れのある共犯がいる場合、15年から20年の懲役および3万から4万バーツの罰金あるいは終身刑に処す。”

第5条 刑法修正法(No.8)、B.E.2530により修正される刑法第277条の規定は廃止し、以下の新しい規定に代えるものとする。

“第277条 15歳以下の子どもとその同意の有無に拘らず性交する者は誰でも、4年から20年の懲役および8千から4万バーツの罰金に処す。

万一第1項の罪が13歳以下の子どもに対して犯された場合には、7年から20年の懲役および4万バーツから5万バーツの罰金、あるいは終身刑に処す。”

もし第1あるいは第2項の罪が子どもを傷付けるおそれのある共犯がいて、子どもの同意がない場合、あるいは火器あるいは爆発具を携行し、あるいは火器を使用して犯された場合には、15年から20年の懲役および3万から5万バーツの罰金あるいは、終身刑に処す。

もし第1項の罪が13歳以上15歳未満の子どもが相手の場合でも、それが犯罪者の配偶者であり、子どもの同意のある場合には、有罪とはしない。

もし第1項の罪が13歳以上15歳未満の子どもが相手で、その同意があり、犯罪者とその子どもが後で結婚することを裁判所が認めた場合には、かかる犯罪で罰せられることはない。犯罪者の服役中に裁判所が結婚を許可した場合には犯罪者は釈放される。

第6条 以下の規定を刑法287条に追加する。

“287条 bis - 第287条²による罪はわいせつ図画等に18歳以下の子どもの写真あるいは声を録音あるいは描写した場合には、その犯罪者は2年から7年の懲役および2万バーツ

ツから 7 万バーツの罰金に処す。

第 287 条による罪がわいせつ図画等に 15 歳以下の子どもの写真あるいは声を録音あるいは描写した場合には、犯罪者は 2 年から 10 年の懲役および 2 万バーツから 10 万バーツの罰金に処す。

第 1 あるいは第 2 項に該当するわいせつ図画等を所持している者は誰でも、3 年以下の懲役ならびに 3 万バーツ以下の罰金に処す。”

1 翻訳はワンチャイ・ロウジャナボン氏による。前掲参照。

2 第 287 条の規定は以下の通り。

(1) 商売を目的として、商売により、一般大衆への展示あるいは配布用にわいせつな図書、図画、写真、印刷物、ポスター、シンボル、映画、ビデオテープ、オーディオテープなどを制作、生産、所持、タイへ輸入したり、あるいは輸入させる、あるいはタイから輸出する、あるいは輸出させる、持ち去る、あるいは持ち去らせる、あるいは手段を問わず回覧する、

(2) 上記わいせつ物を取り引き用に携行する、あるいは取り引きに加わる、あるいは大衆に交付、展示あるいは貸し出す、

(3) 前記わいせつ物の回覧あるいは取り引きを助けるために、本条では罪とされる行為をしている人がいること、あるいは前記わいせつ物入手できる者、あるいは手段について、手段のいかんを問わず知らせるあるいは広めた者はだれでも、

3 年未満の懲役、あるいは 6 千バーツ以下の罰金、あるいはその双方に処す。

売春防止・禁止法¹

B.E.2539(1996)²

(中略)

第1条 本法は“売春防止・禁止法 B.E.2539 と称する。”

第2条 本法はロイヤルガゼットに掲載 60 日後に発効する。

第3条 売春禁止法 B.E.2503 (1960) は廃止する。

第4条 本法において、

“売春”とは本人および相手方が同性か異性かは問わず、報酬あるいはその他の利益を求めて、相手方の性的満足のために性交その他の行為を受け入れるあるいはその他の行為に関与することを意味する。

“売春施設”とは売春用の場所あるいは構内を意味し、売春のための他の人と接触する、あるいはその人を調達する場所を含む。

“一時避難所”とは入所者の保護および職業開発のために適切な手立てを考慮するため、保護および職業開発を受ける人を一時的に入所させる、本法に基づく政府の提供する場所、あるいは財団、協会、その他の機関の提供する場所を意味する。

“保護および職業開発のための場所”とは本法に基づき保護と職業開発を受ける人の福祉保護および職業界初のための政府提供の場所、あるいは財団、協会、あるいはその他の組織の提供になる場所を意味する。

“保護および職業開発”とは生活の質的発展を含めて、精神的リハビリ、医療、職業技能研修および開発を意味する。

“メンバー”とはケースに応じて、保護・職業開発委員会委員あるいは保護・職業開発地方委員会委員を意味する。

“係官”とは本法の施行のために指名された者を意味する。

“長官”とは公共福祉省長官を意味する。

“大臣”とは本法の施行の管理を担当する大臣を意味する。

第5条 売春のために、路上で、公の場所で、あるいはその他の場所で他人に申し出る、他人を誘惑する、自己紹介する、あるいは他人について行く、しつこくせがむ者は誰でも、またその行為がおおっぴらで、恥知らずになされた、あるいは大衆の迷惑になる場合には、1千バーツ以下の罰金に処す。

第6条 本人あるいは他の者の売春のために、売春施設に他の者と集まる者はだれでも、1ヶ月以下の懲役、あるいは千バーツ以下の罰金、あるいはその双方に処す。

もし第1項の罪が強制、あるいは避けるあるいは抗うことのできない影響下で犯された場合には、犯罪者は有罪とはならない。

1 翻訳はワンチャイ・ロウジャナボン氏による。前掲参照。

2 本法はロイヤルガゼット第 113 卷 54 章 (Kor) で 1996 年 10 月 22 日に告示された。発効は 1996 年 12 月 21 日であった（告示日から 60 日後）。

第 7 条 本人あるいは他の人の売春のために、文書あるいは印刷物をもって宣伝、あるいは宣伝に同意する、そそのかす、あるいは紹介する、あるいはその他の手段で誘惑あるいは通信の方法で情報を大衆に広める行為をするものは誰でも、6ヶ月から2年の懲役、あるいは1万から4万バーツの罰金あるいはその双方に処す。

第 8 条 本人あるいは他人の性的満足のために、その同意の有無に拘らず 15 歳以上 18 歳未満の者と売春施設で性交する者は誰でも、1年から3年の懲役、および2万から6万バーツの罰金に処す。

もし第1項の罪が 15 歳未満の子どもに対してなされた場合には、犯罪者は 2 年から 6 年の懲役、および4万から12万バーツの罰金に処す。

もし第1項の罪が犯罪者の配偶者に対してなされ、他人の性的満足のためでない場合には、有罪とはしない。

第 9 条 売春行為をさせる目的で、たとえその同意があつても、また罪となるさまざまの行為がタイの内か外かでなされたかを問わず、他の人を調達、誘惑あるいは連れ去るものは、1年から10年の懲役および2万から20万バーツの罰金に処す。

第1項の罪が 15 歳以上、18 歳未満の人に対する犯された場合には、犯罪者は 5 年から 15 年の懲役および10万バーツから30万バーツの罰金刑に処す。

第1項の罪が 15 歳未満の子どもに対して犯された場合には、犯罪者は 10 年から 20 年の懲役刑および2万バーツから40万バーツの罰金刑に処す。

第1項、2項あるいは3項の罪が詐欺的な手段、脅迫、暴力、不道徳な影響、あるいは精神的な強制のためにその他の手段を用いて犯された場合には、犯罪者は第1、2あるいは3項に規定の罰より3分の1重い罰を課すものとする。

売春の提供のために、第1、2、3あるいは4項により、その人がだまされたり、調達されたり、あるいは連れてこられたのを知りつつ受け入れる、あるいはかかる罪を犯すのを帮助したものは誰でも、ケースの応じて第1、2、3あるいは4項に規定の罰に処す。

第 10 条 18 歳未満の者の父親、母親あるいは後見人で第2、3あるいは4項に規定の罪がその監督下にある者に対して犯されていることを知りつつそれを黙認した者は誰でも、4年～20年の懲役および8万バーツから40万バーツの罰金に処す。

第 11 条 売春ビジネスのオーナー、売春施設における売春の監督者あるいは支配人あるいは、売春施設の売春の管理人たる者は誰でも、3年から15年の懲役および6万バーツから30万バーツの罰金に処す。

第1項の売春ビジネスあるいは売春施設が売春のために 15 歳以上 18 歳未満の者を抱えている場合には、犯罪者は 5 年から 15 年の懲役、および1万バーツから3万バーツの罰金刑に処す。

第1項の売春ビジネスあるいは売春施設が売春のために 15 歳未満の者を抱えている場合には、犯罪者は 10 年から 20 年の懲役、および20万バーツから40万バーツの罰金刑に

処す。

第 12 条 他人を拘留あるいは閉じ込める、他人の自由を奪う行為をする、他人を襲う、あるいはその他の手段で威嚇して他人に暴力行為を働き、売春活動を強制する者は誰でも、10 年から 20 年の懲役と 20 万バーツから 40 万バーツの罰金刑に処す。

もし第 1 項の罪が被害者に (1) 重傷を負わせた場合には、犯罪者は終身刑に、(2) 死に至らしめた場合には犯罪者は死刑、あるいは終身刑に処す。

第 1 あるいは 2 項による罪を帮助する者は誰でも、ケースに応じて第 1 あるいは第 2 項に規定の罰に処す。

第 1 項の罪を犯した、あるいはそれを帮助した者が行政官あるいは警察官、本法に基づく一時避難所あるいは保護・職業開発所の係官あるいは労働者の場合には、15年から20年の懲役および30万から40万バーツの罰金刑に処す。

第13条 第5条、6条あるいは7条の罪を犯した者の父、母あるいは後見人が監督下にあるその者の売春行為を見てみぬふりをした場合には、保護・職業開発委員会の要請を受けて検察官は裁判所に提訴して、その父、母あるいは後見人の監督権を撤回し、代わりの後見人を指名を求めるものとする。

裁判所が第 1 項により新しい後見人を指名する、また犯罪者の後見人としてふさわしい人がいないという見解の場合には、犯罪者を管轄する一時避難所長あるいは保護・職業開発所長を後見人に選任することもありうる。

後見人指名に関する民法・商法の規定が必要な修正を加えて、本条による後見人指名に適用される。

第 14 条 略称 PVC の保護・職業開発委員会を設ける。この委員会は労働社会福祉省の常任秘書官を議長に、公共福祉局長官、地方行政省長官、雇用省長官、地域共同体開発省長官、民間教育庁長官、伝染病撲滅庁長官、王立タイ警察庁長官、技能開発庁長官、一般教育庁長官、職業教育庁長官、タイ初等教育委員会事務局長、タイ青年部事務総長、あるいはそれぞれの副長官、中央青少年家庭裁判所代表、タイ女性問題委員会代表、その他大臣が任命する 7 名以下の専門家からなる。保護・職業開発委員会事務局長がメンバーとなり、委員会の事務長を務めるものとする。議長は 2 名以下を事務長補佐を任命できる。

第 1 項により大臣の任命する専門委員は、売春問題の防止、修復に専門知識および経験を有するものとし、少なくとも任命された専門委員のうち 5 名はこのような売春問題の分野で働く NGO からの委員とする。

第 15 条 PVC は以下の機能および任務を有する。

- (1) 売春婦の生活の質的開発を含めて保護、職業開発に関する政策を出す；
- (2) 売春の防止、禁止に関わる政府機関、民間の協同に備えて指針を出し、計画、プロジェクト、作業システムの調整を行う；
- (3) 売春の防止、禁止に関して政府機関の行動計画や作業の改善について大臣に意見を具申し、内閣への以後の提出に備える。

- (4) 係官の任命や政府一時避難所あるいは保護・職業開発所の設置について、大臣に勧告する；
- (5) 保護・職業開発作業を支援するために予算配分について大臣に勧告する；
- (6) 第 26 条の実施に備えて規則、手順および条件を出すよう大臣に勧告する；
- (7) 一時避難所および保護・職業開発所の運営について規定、規則あるいは命令を定めるよう大臣に勧告する；
- (8) 第 32 条により拘留される者の受け入れ、世話に関する規則を定めること；
- (9) 保護・職業開発所での入所期間の規定を含めて、一時避難所や先の保護・職業開発所へ人を送るための規則、手順を定めること；
- (10) 本法に基づく任務を遂行するためのその他の機能。

第 16 条 地方 PVC と呼ばれる地方保護・職業開発省委員会を各地方に設けるものとする。各委員会は地方知事あるいは知事の信任を受けた副知事を議長に、地方長官あるいは代理、地方雇用担当官あるいは代理、地方首席警察あるいは代理、地方共同体開発担当官あるいは代理、地方正式教育担当官あるいは代理、地方一般教育担当官あるいは代理、地方初等教育事務所長あるいは代理、地方民間教育センター長あるいは代理、地方公衆衛生担当官あるいは代理、地方労働社会福祉担当官あるいは代理、地方首席検事あるいは代理、その他地方知事の任命する 7 名以下の専門委員よりなる。地方公共福祉担当官が委員となり、委員会の事務長を務めるものとする。

第 1 項により地方知事の任命する専門委員は、売春問題の防止、修復に専門知識および経験を有するものとし、少なくとも任命された専門委員のうち 5 名はこのような売春問題の分野で働く NGO からの委員とする。

第 17 条 地方 PVC は以下の機能および任務を有する。

- (1) 地方における売春の防止・禁止を図る上で、また情報や資源において官民の調整センターとなること；
- (2) 官民における売春防止・禁止機能の履行を推進、支援すること；
- (3) 地方における売春の防止、禁止に関する考課の上、取締り規則や命令の改善、制定あるいは見直しを PVC へ勧告すること；
- (4) PVC の委任するその他の機能の履行。

第 18 条 専門委員の任期は 3 年とする。委員の再任を認める。ただしその任期は連続 2 期までとする。

第 19 条 第 18 条の任期満了とは別に、専門委員の任期は以下の場合満了となる。

- (1) 死亡；
- (2) 辞任；
- (3) ケースに応じて、専門委員の任命権者たる大臣あるいは地方知事による解任；
- (4) 有能さにかける、あるいは不十分、あるいは；
- (5) 懈慢により犯された罪か微罪を別にして、裁判所の最終判決で入獄した場合。

第 20 条 専門委員の席が空席となり、代わりの委員が任命された場合には、その委員の任期は先任委員の残りの任期とする。

他の先任委員の任期中に追加で任命された委員の任期は、先任委員の任期と同等とする。

第 21 条 任期満了まで専門委員がその職にあり、かつ新しい専門委員がまだ任命されない場合には、新しい委員の任命があるまで専門委員の機能、任務を果たすものとする。

第 22 条 PVC あるいは地方 PVC の会議は委員定足の 3 分の 1 以上で成立する。会議に議長が出席していない、あるいはその機能を果たせない場合には、会議にでている委員がその会議の議長を互選する。

会議の決定は多数決による。各委員は 1 票とする。賛否同数の場合には、議長が追加の 1 票を行使して決する。ある問題について個人的利害のある委員は、その問題について投票できない。

第 23 条 PVC あるいは地方 PVC は小委員会を指名して PVC あるいは地方 PVC の委任を受けて何らかの機能を考慮あるいは履行することがある。第 22 条は必要な修正を加えて小委員会の会議に適用される。

第 24 条 本法に基づく任務の履行に際して PVC あるいは地方 PVC、あるいはそのいずれかの委任による小委員会は必要に応じて、召喚状を出して委員会での審議に備えて、その人の意見を聞く、あるいは文書、資料の作成を要請する権限を有する。

第 25 条 保護・職業開発委員会事務局は労働社会福祉省公共福祉局内に設置し、以下の機能、任務を負うものとする。

- (1) PVC の事務作業に責任を持つ；
- (2) 保護・職業開発作業および売春防止・禁止に伴う政府分野、官民機関の調整および協力；
- (3) 職業訓練および開発にあたる；
- (4) 上記による職業訓練および開発を終了した者への職業の推進や仕事の提供；
- (5) 関連政府分野や、官民機関の保護・職業開発政策、行動計画の履行の分析、調査、仕事ぶり、監視および評価の結果を収集し、所見を PVC へ報告する；
- (6) PVC の決議に応じた機能を果たす、あるいは PVC の委任になる作業を行う。

第 26 条 省令に規定されている財団、協会あるいはその他の組織で一時避難所あるいは保護・職業開発所の設置を望む団体は、長官に申請書を提出のこと。

申請および許可は省令に定めた規則、手続きおよび条件による。

第 27 条 一時避難所あるいは保護・職業開発所設立の許可を出してから、長官は第 28 条にしたがってその任務を遂行する。

長官がこの申請を拒絶した場合には、申請人は拒絶書受領日から 30 日以内に書面で大

臣へ上訴できる。

大臣の決定は最終とする。

第 28 条 ロイヤルガゼットに公示することにより、長官はある地域を一時避難所あるいは保護・職業開発所の管轄域と宣言する。

妥当な理由があれば、ロイヤルガゼットに公示して長官は一時避難所あるいは保護・職業開発所の管轄域を変更することができる。

第 29 条 第 25 条により許可をうけた財団、協会あるいはその他の組織が法律あるいは政府の取締り規則に違反あるいは、それを満たしていないのが明らかな場合には、長官はその財団、協会、あるいは組織に命令書を送り、行動の停止、改善、修復、あるいは通知のとおり正しく適合することを特定に時間内にするよう、命ずることができる。

妥当な理由なくして、この財団、協会あるいは組織が命令に従わない、あるいは第 1 項に特記した期限内に命令に応じない場合には、長官は係官に命じて命令に応じて代わりにその行為をさせる権限を有する。またその財団、協会あるいは組織はそれに要して費用を負担する。

第 2 項による費用には長官の命じた必要かつ適切な費用を含む。

この係官が第 2 項による行為をできない、あるいは第 2 項によりすでにしたけれども、その財団、協会あるいは組織が自分でそれを継続できないと判断した場合には、あるいは運営継続はできても、一時避難所あるいは保護・職業開発所で保護・職業開発を受けている人に害になる恐れのある場合には、係官は許可の取り消しを求めて長官に報告のこととする。

法律あるいは政府の規則などへの違反あるいは不遵守が重大な罪で長官が第 1 項あるいは 2 項による命令を出すのが適切でないと意見の場合には、長官は許可の取り消しを行うことができる。

第 30 条 第 26 条により許可を受け、第 30 条により取り消された財団、協会あるいはその他の組織は取り消し命令の受領日から 15 日以内に大臣あてに上申書を提出できる。大臣の決定が出るまでの間、その財団、協会あるいは組織はその運営を継続できる。

大臣の決定は最終的なものとする。

第 31 条 大臣が最終決定をして 26 条により認められた許可を撤回する場合には、長官の許しを得て、係官が保護・職業開発を受けている人を他の一時避難所あるいは保護・職業開発所へ送るものとする。

その場合、送り先の一時避難所あるいは保護・職業開発所の同意を得ること。

第 32 条 第 5 条あるいは 6 条による罪を犯したと申し立てられた、あるいはその被疑者が取り調べ官による取り調べ中、あるいは公判中拘留をさけられない場合には、治安裁判所で他の被疑者あるいは被告とは別に拘留されるか、あるいは公共福祉局がかかる被申し立て人あるいは被疑者を微罪法廷の刑事手続きで拘留されることがある。しかし、被申

し立て人あるいは被疑者は他の被申し立て犯罪者あるいは被告と別に拘留するか、あるいは公共福祉局が PVC の定めた規則によってその世話を依頼されることもある。

第 33 条 第 5 条あるいは 6 条に反する犯罪者が 18 歳未満で追及されない場合、あるいは懲役刑で罰せられるその他の罪で刑事訴訟を受けていない場合、あるいは懲役刑の有罪になっていない場合には、取り調べ官は罪が罰金で済んだ後で公共福祉局に通知して、かかる者を所轄の一時避難所へ送り、その世話を委ねるものとする。

第 1 項に違反した犯罪者が 18 歳以上で保護・職業開発所で保護および職業開発を受けたい場合、取り調べ官は公共福祉局に通知して、かかる者を所轄の一時避難所へ送り、その世話を委ねるものとする。

第 34 条 第 5 条、6 条あるいは 7 条に反する犯罪者が 18 歳以下で裁判所がその生育史、行動、知性、教育、健康、精神状態、仕事および環境について考慮して、罰するより保護・職業開発を受けるべきと決定した場合には、公共福祉局をその犯罪者を受け入れの上、所轄の一時避難所へ裁判所の決定から 15 日以内に送るものとする。

第 1 項に反する犯罪者が 18 歳以上で保護・職業開発所で保護・職業開発を受けたい、かつ裁判所がそれを適当と認めた場合には、公共福祉局ではかかる犯罪者を受け入れの上、裁判所の決定より 15 日以内に、所轄の一時避難所へ送るものとする。

裁判所が第 1 項に反する犯罪者に有罪を申し渡し、裁判所が犯罪者を保護・職業開発を受けるのが適当とみなした場合には、公共福祉局ではかかる犯罪者を受け入れの上、裁判所の決定から 15 日以内に所轄の一時避難所へ送るものとする。犯罪者は一時避難所および保護・職業開発所の監督を受けるものとする。

第 3 項による犯罪者の拘留期間は一時避難所の管理下にある期間および保護・職業開発所において保護・職業開発を受けた期間に含めないものとする。

所轄の一時避難所へ送りその世話を委ねるためんい裁判所から犯罪者を受け入れる規則、手続きは長官が出した、また PVC が承認した規則に基づくものとする。

第 35 条 一時避難所は個性、教育的背景、犯罪の動機を考慮し、適性試験を行い、第 32 条あるいは 33 条に基づいて適切な保護・職業開発所へ送り、そこで保護・職業開発を受けられるよう考慮する。その期間については PVC の定めた規則に特記された枠内とするが、受入日から 6 ヶ月以内とする。

第 34 条 3 項を条件として、一時避難所の見解で保護・職業開発を受けるために送る必要がないとなったら、一時避難所では PVC の定めた規則に応じてその人を保護・職業開発所へ送らないと決定できる。

第 36 条 第 33 条および 34 条に基づき一時避難所を送り、その世話を委ねるために、また保護・職業開発所で保護・職業開発を受けるためにその人を送るための規則および手続きは PVC の定めた規則にしたがうものとする。

第 37 条 保護・職業開発を受ける人は保護・職業開発所へ入所日から 2 年以内の間、PVC の定めた規則にしたがい、保護・職業開発を受けるものとする。

第 38 条 一時避難所あるいは保護・職業開発所の世話に委ねられている間、そのいずれかの場所から逃亡した場合には、場合に応じて担当の係官はその人を追跡し、連れ戻す権限および義務を有する。この場合、一時避難所あるいは保護・職業開発所は警察の援助をあおぐことも可能である。

保護・職業開発の全期間を終わった場合には、担当係官は本人の住所地へ戻すものとする。ただし、PVC が別の処置を必要とした場合にはこの限りではない。

第 39 条 係官は以下の権能、任務を有する。

- (1) 日夜を問わず、歓楽施設法による歓楽施設に入り、本法に違反する罪の有無を検査する。
- (2) 売春を唆されたあるいは強制されたかに拘らず、保護・職業開発を受けるために連れていかれることに同意した被害者を取り調べ官のところへ連れていき、手続きを行い、以後の行為に備えて犯罪者を探し出すものとする。この場合、第 33 条の規定が必要な変更を加えて適用され、売春婦を一時避難所の世話に委ねるものとする。

第 40 条 委員会委員および小委員会委員および本法による係官は刑法による公務員とする。

第 41 条 第 39 条による機能を履行する係官に便宜を図ることを拒否、あるいは抵抗した者は誰でも、1 ヶ月未満の懲役、あるいは千バーツ以下の罰金あるいはその双方に処す。

第 42 条 PVC 事務局が設置されるまでの間、公共福祉局が第 25 条の権能および任務を帯びるものとする。

第 43 条 売春禁止法 B.E.2503 に基づいて設立された福祉の家は本法による保護・職業開発所とする。

売春禁止法 B.E.2503 に基づく福祉の扱いを受け、本法が発効した日にもまだ受けている者は、長官の定めた期間の終わりまで引き続き保護・職業開発を受けるものとする。

第 44 条 売春禁止法 B.E.2503 により出されたすべての発表、規則、規定あるいは命令は本法によりそれらが出るまで、本法と対立あるいは矛盾しない範囲で依然、その効力を有する。

第 45 条 労働社会福祉省大臣は本法の施行の義務と管轄権を有する。大臣は係官を任命し、本法の施行に備えて省令や通知を出すことができる。

このような省令や通知はロイヤルガゼットに公示次第、発効する。

副署 総理大臣 バンハーン・シルパーーアーチャ

女性・子ども人身売買防止・禁止手段法草案¹ B. E.²

しかるに女性・少女人身売買法の修正は急務である。

第1条 本法は“女性・子ども人身売買防止・禁止手段法”と称する。

第2条 本法はロイヤルガゼットでの公表日に発効する。

第3条 女性・少女人身売買法 B.E.2571 は廃止する。

第4条 本法において：

“子ども”は18歳以下の者を意味する。

“係官”とはレベル3以上の政府役人あるいは本法の施行のために大臣が任命した上級管理職あるいは警察官を意味する。

“大臣”とは本法の施行を管理する大臣を意味する。

第5条 女性と子どもの人身売買、女性あるいは子どもを売買する、連れ出す、送り出す、受け取る、監禁あるいは閉じ込める、あるいは女性あるいは子どもが第3者の性的満足のために、下品な性的目的のために、あるいは不法な利益を得るために当該の女性あるいは子どもの同意の有無に拘らず、刑法、売春防止・禁止法、子どもと青少年安全福祉法、あるいは本法に反する何らかの行為をする、行為を受けるように手配する犯罪については、係官は本法により権力を行使できる。

第6条 第5条に特記の罪のいずれかを犯す準備をする者は誰でも、かかる罪を犯す企てと同じ罰則の対象とする。

第7条 2人以上で第5条に特記の罪のいずれかを犯すたぐらみをした者はだれでも、5年以下の懲役あるいは1万バーツの罰金、あるいはその双方に処す。

第1項の犯罪者のいずれかが謀議の罪を犯した場合には、その謀議に加わった全員が罰せられる。犯した罪に決まっている罰に罰が追加される。

犯罪が進行中でも共犯者の反対のために犯罪が最後まで行かない場合には、あるいは犯罪はなされたが、その目的を達していない場合には、共犯者で不法行為に反対した者は第1項記載の罰則を受けるものとする。

第1項による犯罪者が決心を変えて、謀議された犯罪の起こる前に謀議に関する情報を係官に提供した場合には、裁判所は特記の罰則より軽く、かかる犯罪者を罰する、あるいはまったくかかる犯罪者を罰しないこともあります。

1 下院はこの草案を通過させ、上院では多少の修正を加えて承認した。それだからこの草案は下院に送付され、その同意を得ることになった。変更に同意したら王の署名を経てロイヤルガゼットに公表の後草案は法になる。

同意のない場合、両院の委員からなる委員会を指名して、修正点を審議し、妥協をはかることになる。

2 この草案はワンチャイ・ロウジャナボン氏の翻訳による。同氏については前掲参照。

第 8 条 係官は第 5 条の犯罪防止のために空港、海港、鉄道駅、バス停車場、娯楽施設、工場、公共の場所を検査、調査、監視するものとする。

第 1 項による機能を果たす際に、係官は大臣の定めた規則に基づき、いずれかの人に助力を頼むことがある。

第 9 条 第 5 条の犯罪の防止、禁止のために、係官は以下の権能を持つものとする。

- (1) 召喚状を出して陳述させ、文書あるいは証拠を提出させる；
- (2) 女性あるいは子どもが第 5 条の犯罪の被害者と信ずるに足る理由でその身体を探る。被害者が女性あるいは子どもの場合、捜査担当者は女性とする。
- (3) 場所あるいは車両の捜査。ただし捜査は日の出から日没の間に行うものとする。すぐに行く行動しないと女性あるいは子どもが襲われると信ずるに足る理由があれば、あるいは犯罪者がその女性あるいは子どもを他の場所に移すあるいは隠す恐れのある場合には、係官は警察庁長官、あるいはバンコック所轄の長官の指定した人物の許可を受けて、あるいは地方の捜査に管轄権のある地方知事あるいはその指定の人物の許可を条件に夜、その場所を捜査できる。

第 10 条 第 5 条に特記した罪の防止および禁止のために、あるいはかかる罪の被害者たる女性あるいは子どもの救出のために、係官は事実の解明あるいは文書あるいは証拠の確認に備えて、その女性あるいは子どもを拘留する権限を有する。ただし、その拘留は 1 時間以内とする。さらに長く拘留する必要のある場合には、どの拘留が公式報告書に記録されてから女性あるいは子どもを 24 時間以内で拘留できる。ただし、拘留についてはバンコック所轄の警察庁長官あるいはかかる地方所轄の地方知事に即刻報告しなければならない。

必要な場合にはさらに長期の拘留が認められるが、10 日以内とする。ただし、ケースに応じて警察庁長官あるいは地方知事の許可を得ること。

本条に基づく女性あるいは子どもの拘留では、女性あるいは子どもは適切な場所に滞在のものとし、留置場や刑務所であってはならない。

報告、記録および許可は大臣が定め、ロイヤルガゼットに公示の規則にしたがうものとする。

女性あるいは子どもが第 12 条にしたがって法廷で証言した場合には、かかる女性あるいは子どもの拘留の理由がなくなったものと見なすものとする。

第 11 条 係官は自己の判断により、第 5 条に特記の犯罪の被害者たる女性あるいは子どもに適切な援助、食べ物、避難場所を与え、祖国あるいは住所地への送還の便宜を提供のこととする。

第 1 項の援助を行うに際して、係官は女性、あるいは子どもが売春防止・禁止法による“一時避難所”、子ども青少年安全福祉法による“一時避難所”、あるいはその他の政府、あるいは非政府系福祉施設の世話を受けることができるよう、手はずを整えるものとする。

緊急の場合には大臣は本条に基づく援助に関する規則をロイヤルガゼットに掲載して出すことができる。

被害者が海外の住所地へ戻る場合には、その国との条約に記載の約束事項に応じて、あるいはタイが加盟国たる協約に基づいて行うものとする。

第 12 条 第 5 条の犯罪がなされたことが判明したときには、犯罪者が逮捕されていなくても、検察官は自分で、あるいは取り調べ係官からの申請を受けて被害者の女性あるいは子どもに、申し立てによる犯された行為や証言が即刻必要な理由を明記して裁判所に請願書を出させることがある。

法廷で証言する発端が被害者の女性あるいは子どもで、検察官に通知した場合には、検察官は直ちに法廷に請願書を出すものとする。

請願が出されたら、法廷は直ちに目撃者の審理を行うものとする。かかる審理では事件の関係者が法廷に請願して、反対尋問の必要性あるいは理由を挙げた場合には、あるいは反対尋問に備えて被告側弁護士の任命の必要性あるいはその理由を挙げた場合には、法廷は適当と認めればそれを許可することがある。

かかる目撃者の証言は目撲者に読み上げるものとする。

犯罪者が後で被告として告訴され、第 5 条の罪を犯した容疑のある場合には、目撃者の預託された証言は裁判で、また事件の判決を行う際の証拠として使用されるものとする。

第 13 条 被害者の女性あるいは子ども、配偶者、親戚、あるいはその女性あるいは子どもに関連の利害のある者で第 10 条によるかかる女性あるいは子どもの拘留が、あるいはかかる女性あるいは子どもに第 11 条に基づいてなされる援助がよくないと認めた場合には、バンコック所轄の警察庁長官あるいは地方所轄の知事に上訴できる。

その上訴を考慮できる権限ある機関は事実を審理し、即刻判断を下すものとする。警察庁長官あるいは地方知事が女性あるいは子どもの拘留が合法だと判断したら、その事件は最終判断に備えて内務大臣に報告されるものとする。

上訴の考慮時間や内務大臣に提出する報告の時間枠は内務大臣が決め、ロイヤルガゼットに公示の規則にしたがうものとする。

第 14 条 本法の任務の遂行にあたっては、係官は刑事訴訟法に規定の“上級行政官あるいは警察官”とする。

第 15 条 内務大臣および労働社会福祉大臣は本法の施行の義務および管轄権を有し、本法の施行に備えて係官を任命する権限を有する。

刑事訴訟修正法草案¹ (No...) B.E.

第1条 本法は“刑事訴訟修正法（No...）B.E”と称する。

第2条 本法はロイヤルガゼットに告示日以後発効する。

第3条 以下の規定は刑事訴訟法の第133条bisおよび第172条terに追加する。

“第133条bis 15歳以下の子どもが証人として陳述する必要のある場合、取り調べ官はそのため特別に用意された部屋でその陳述をとるものとする。

取り調べは非公開で他の大人から離して行うものとする。心理学者、ソーシャルワーカー、あるいは子どもが取り調べに立ち会いを要請した人が取り調べに参加のこととする。かかる取り調べはビデオおよびオーデオテープで記録し、証拠として使用する。

もし、検察官が適当と思う場合には、かかる子どもの陳述をとる過程に加わってもよい。

第172条ter. ある事件の目撃者が15歳以下の子どもで、裁判官が適当と考えた場合には、裁判官が裁判室から離れた別の部屋に目撃者を座らせる手順をとることがある。

裁判官やすべての事件当事者が心理学者あるいはソーシャルワーカーを通して、子ども目撃者を審理、反対尋問あるいは再審理することがある。目撃者の審理および証言の光景および音はビデオ接続により裁判室へテレビ放送される。”

第4条 刑事訴訟修正法（No.15）B.E.2527の修正になる刑事訴訟法第237条bisの規定は廃止し、以下の規定に代える。

“第237条bis 犯罪事件が法廷で起訴される前に、将来証言のために法廷に連れてこなければならない目撃者がタイ国外へ旅行しなければならない、決まった居所がない、あるいは裁判所から遠く離れて住む、あるいはその他将来法廷で証言するために連れてくるのが困難さがあると信ずる相応の理由がある場合には、検察官は自分で、あるいは被害者あるいは取り調べ官からの申請を受けて裁判所に申請書を提出して、犯罪者が犯したと申し立てのある行為を明示して、法廷に直ちにかかる目撃者の審理を行うとの命令を出してもらうことができる。

法廷はかかる申請書を受け取り次第、即時にかかる目撃者を審理のこととする。過程の中で犯罪者はかかる目撃者に反対尋問を行う、あるいはそのための法廷弁護士を指名することがある。かかる犯罪者が追及される場合、またその罪で起訴された場合には、犯罪者は第173条により、法廷弁護士の指名を要請する権利を有する。目撃者が証言を行う前に法廷では犯罪者に法廷弁護士がいるかどうか尋ねるものとする。犯罪者に法廷弁護士がつかず、法廷弁護士を必要とする場合には、もし法廷弁護士を法廷が適宜、指名できるなら、法廷は犯罪者のために法廷弁護士を指名し、即刻証言過程に入るものとする。万一、法廷が法廷弁護士を適宜、指名できない、あるいは犯罪者が法廷弁護士を適宜、指名できない場合でも、法廷では犯罪者のためにかかる目撃者を審理するものとする。

前記目撃者の証言記録は法廷により目撃者に読み上げるものとする。

もし、犯罪者がその事件で後でその罪で起訴された場合には、前記の預託された証言が事件の裁判で証言として認められる。

1 翻訳はワンチャイ・ロウジャナボン氏による。前掲参照。

犯罪者が将来起訴されるのを見越してその証言が犯罪者の証言として必要な人がタイ国外へ旅行しなければならない、決まった居所がない、あるいは裁判所より遠く離れて住んでいる、あるいはその他将来、目撃者を証言のために連れてくるのが困難になる状況がある場合には、犯罪者は申請書を提出して、法廷にかかる目撃者を即刻審理する命令を出すよう求めることができる。

裁判官がそれを適切と考えれば、目撃者を審理する命令を出すことがある。裁判官は当事者の取り調べ官や検察官にこの命令について通知するものとする。審理においては、検察官はかかる目撃者の反対尋問を行う権利を有し、第3、第4項の規定が適用される。

目撃者が15歳以下の子どもの場合、かかる子ども目撃者の審理においては第172条ter.の規定が必要な変更を加えて適用される。”

(財) 女性のためのアジア平和国民基金 (アジア女性基金)

アジア女性基金は、1995年7月、日本軍が関与して「慰安婦」とされた被害者の癒しがたい苦しみを受け止め、少しでもその苦しみが緩和されるよう力を尽くし行動することが、耐え難い犠牲を強いた日本の責任を表すとの認識から、市民と政府が一体となって発足いたしました。従って、基金の目的の一つは、「慰安婦」制度の被害者への国民的な償い事業です。それは、1) 被害者の方々の苦悩を受け止め、心からの償いを示す事業、2) 国としての率直なお詫びと反省の表明、3) 政府の資金による医療・福祉支援事業、4) 「慰安婦」問題を歴史の教訓とするための事業です。被害者の方々は、長い間沈黙を強いられ、高齢となられた今、償いに残された時間は限られています。そのため、アジア女性基金としては、一刻も早く日本の道義的責任を具体的に表したいという気持ちで、この事業に取り組んでいます。

同時に、女性に対する差別や暴力が「慰安婦」問題を生んだ背景にあるとの認識から、アジア女性基金のもう一つの目的は、今日的問題である女性への暴力あるいは人権侵害に対して、積極的に取り組み、二度と「慰安婦」問題を生まない社会を作る事業です。その活動には：

- 女性が今日直面している問題についての国際会議の開催
- 女性の人権問題に様々な角度から取り組んでいる女性の団体への支援活動
- 女性に対する暴力、あるいは、女性に対する人権侵害についての原因と防止に関する調査・研究
- 暴力や人権侵害の被害女性に対するカウンセリングおよび自立支援等があります。

基金の事業や活動についてのお問い合わせ、出版物のリスト等をご希望の方は、下記の住所にご連絡下さい。なお、インターネットでも基金の活動はご覧になれます。

住所: 107-0052 東京都港区赤坂 2-17-42

TEL: 03-3583-9322

FAX: 03-3583-9321

e-mail: dignity@awf.or.jp website: <http://www.awf.or.jp>